木材利用システム研究

Journal of Wood Utilization System

Vol. 10

September 2024



木材利用システム研究会

木材利用システム研究 目次

Vol. 10 2024年9月

総会記念シンポジウム 建築物への木材利用のインパクト評価	
井上雅文	1
「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」の策定と今後の普及に向けて	
松田涼	2
木材利用の ESG 効果	
一評価分野 1:カーボンニュートラルへの貢献一	
伊藤聖子	5
木材利用の経済波及効果とサステナブル情報開示	
一評価分野 2:持続可能な資源の利用―	
長坂健司	9
木質空間の快適性向上効果を評価する	
一評価分野3:快適空間の実現(木の魅力)一	
杉山真樹	12
森林・木材産業を介した都市山村連携における都市住民の費用負担意識の分析:	豊島区
民を事例に	
片田陽菜·氏家清和·立花敏	17
アカエゾマツの未来:精油研究から木材利用へ向けた展望	
土居拓務	22
輸入バイオマスの持続可能性に関する現状と課題	
泊みゆき・長坂健司・井上雅文	26
新設木造住宅着工の減少局面における国産建築用材の供給体制を考える	
多田忠義	31
木造建築の普及に向けた環境評価・デジタル活用の取り組み	
寺岡大輔・福田海里・ユジェルメラル	36
木材利用システム研究会 活動紹介	41

総会記念シンポジウム 建築物への木材利用のインパクト評価

〇井上雅文 (東京大学)

1 背景と目的

我が国の二酸化炭素排出における建築関連分野の影響は大きく、オペレーショナルカーボンは創エネと省エネによって解決されつつあるが、エンボディドカーボンが課題とされており、特にアップフロントカーボン削減の切り札のひとつとして木造建築が注目されている。

2010 年に制定された木材利用促進法は所定の効果を経て 2021 年に改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。民間建築の木造化や木質化の普及においては、事業性が重視されるため、これまでの技術開発や制度改革に加え、ファイナンスの充実が必須となる。また、持続可能な経済社会システムを実現するための金融システムとして、サステナブルファイナンスが注目されおり、その組成に際しては、対象となる木造建築のサステナビリティに関する精確な評価と情報開示が要求される。

そこで、建築物に対する木材利用のインパクト評価のため、林野庁は「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を 2024 年 3 月に公開し、評価の基本となるフレームワークを提示した。本シンポジウムにおいては、本ガイダンスのポイントである「カーボンニュートラルへの貢献」、「持続可能な資源の利用」、「快適空間の実現」の評価分野を基軸に、木材利用の評価の課題と可能性について、各分野の専門家に整理していただくとともに、木材利用の未来を展望したい。

2 プログラム

- □解題:建築物への木材利用のインパクト評価 井上雅文 氏(東京大学教授、会長)
- □概説:「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」の策定と今後の普及に向けて 松田 涼 氏(林野庁木材産業課木材製品技術室住宅資材技術係長)
- □評価分野 1 カーボンニュートラルへの貢献:木材利用の ESG 効果 伊藤聖子 氏 (サステナブル経営推進機構 EPD 事業部部長)
- □評価分野 2 持続可能な資源の利用:木材利用の経済波及効果とサステナブル情報開示 長坂健司 氏 (東京大学特任講師、常任理事)
- □評価分野 3 快適空間の実現(木の魅力): 木質空間の快適性向上効果を評価する 杉山真樹 氏(森林総合研究所木材加工・特性研究領域チーム長、常任理事)
- □ディスカッション

参考:林野庁ホームページ:建築物への木材利用に係る評価ガイダンス

https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/esg_architecture.html

キーワード:木材利用、中大規模木造建築、インパクト評価、サステナブルファイナンス

(連絡先: 井上雅文 masafumi@g. ecc. u-tokyo. ac. jp)

「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」の策定と今後の普及に向けて

〇松田涼 (林野庁)

1 はじめに

近年、ESG(環境、社会、ガバナンス)の要素を考慮する投資(ESG 投資)等が拡大しており、建築分野では、木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献、森林資源の循環利用への寄与、空間の快適性向上などの効果に期待が高まっている。こうした状況を踏まえ、林野庁では、2021~2023年度に実施した委託事業における検討等を踏まえ、2024年3月末に「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」(以下、「ガイダンス」)を策定した。本稿では、ガイダンスの意義と活用方法、評価項目・評価方法の概要と建築事業者等による各項目に係る評価の意義等について紹介する。

2 ガイダンスの意義と活用方法

ESG 投資等の拡大に伴い、投資家等からは企業の持続可能性(サステナビリティ)への 貢献に関する信頼性の高い情報開示を求める動きが強まるとともに、建築事業者等からは 建築物への木材利用による効果への期待が高まる一方、これらの効果に係る具体的な評価 方法については整理がされていない状況にあった。

このため、本ガイダンスは、ESG 投資等において、建築物に木材を利用する建築事業者等(建築事業者、不動産事業者や建築主)が、投資家・金融機関に対して建築物への木材利用の効果を訴求し、それが適切かつ積極的に評価されるような環境の整備を目的として、評価項目・評価方法をまとめたものである。建築物への木材利用の拡大に向けて、本ガイダンスが幅広い関係者間の対話ツールとして活用されることを期待する。

3 ガイダンスにおける評価の全体像

ガイダンスでは、建築物への木材利用について、「カーボンニュートラルへの貢献」、「持続可能な資源の利用」、「快適空間の実現」という3つの評価分野における評価項目・ 評価方法をまとめている(表1)。

4 評価分野1:カーボンニュートラルへの貢献

(1) 評価項目①:建築物へのエンボディドカーボンの削減

建築分野は、世界の温室効果ガス(GHG)排出量の約2割、またエネルギー起源の CO_2 排出量の約4割を占めると推計され、建築物のライフサイクル全体を通じたGHG排出のうち、建築物の運用時の段階の排出のみならず、建築時等の段階における排出(エンボディドカーボン)も削減していくことが重要である。

このため、建築事業者等においては、木材など製造時の GHG 排出が比較的少ない建築資材を使用することが排出削減に向けて有効であり、ライフサイクルアセスメント (LCA) によりその排出削減効果を示すことがその効果の評価において有効な手法となる。

	2.	
評価分野	評価項目 (建築事業者等が行う取組)	評価方法
1. カーボンニュートラルへの	①建築物のエンボディド カーボンの削減	✓ LCAにより算定した、建築物に利用した木材の製品製造に係るGHG排出量を示す。
貢献	②建築物への炭素の 貯蔵	✓ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により炭素貯蔵量を示す。
2. 持続可能な 資源の利用	①持続可能な木材の 調達 (デュー・デリ ジェンスの実施)	 ✓ 利用する木材について、以下を確認していることを示す。また、i)についてはその量や割合を示す。 ⅰ) ①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)に基づき合法性が確認でき、かつその木材が座出された森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は②認証材(森林認証制度により評価・認証された木材)であることのいずれかであること。 ⅰi) サブライチェーンにおいて「責任あるサブライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた人権尊重の取組が実施されていること。
	②森林資源の活用に よる地域貢献	✓ 地域産材(又は国産材)の利用の有無、利用量や利用割合を示す。✓ 地域産材の活用を目的として、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す。✓ 産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す。
	③サーキュラーエコノミー への貢献	 ✓ サーキュラーエコノミーの観点から、木材は再生可能資源として評価されるものであることを示す。 ✓ 建築物において循環性(サーキュラリティ)を意識した、例えば以下のような取組を実施していることについて具体的な内容を、可能な場合は定量的に示す。 i) 木材利用により非生物由来の(再生不可能な)バージン素材の利用を削減している。 ii) 再利用木材(木質ボード等)を活用している。 iii) 解体時の環境負荷を低減する設計を採用している。
3. 快適空間の 実現	内装木質化による心身 面、生産性等の効果	✓ 建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示す。

表 1 ガイダンスにおける評価の全体像

資料:林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」

(2) 評価項目②:建築物への炭素の貯蔵

建築物に利用される木材は、森林が吸収した炭素を長期間にわたり貯蔵する効果を有しており、この効果を適切に評価することは重要な課題とされている。このため、建築事業者等においては、林野庁が策定した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により算定した炭素貯蔵量を示すことが有効な手法となる。

5 評価分野2:持続可能な資源の利用

(1) 評価項目①:持続可能な木材の調達

木材は、伐採した森林やその伐採を行った事業者等の情報がない場合、森林を違法伐採 したものや更新を伴わず破壊・劣化させるもの、又は木材供給に携わる労働者の人権が侵 害されているものなど、ネガティブな影響の有無を判定できず、利用のリスクを伴う。

このため、建築事業者等においては、利用する木材が合法性、生物多様性、人権などに 配慮した持続可能な方法で生産されたものであることの確認 (「デュー・デリジェンス」) を実施することでこれらのネガティブな影響を回避することが重要となる。

本ガイダンスでは、評価方法として、利用する木材について、合法性及び伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は認証材であることを確認していること等を提示している。

(2) 評価項目②:森林資源の活用による地域貢献

建築分野において、地域産材や国産材を積極的に活用し、安定した需要を創出することは、地域の林業・木材産業に安定的な雇用の機会と利益をもたらし、地域の社会経済全体の維持・活性化に貢献する。また、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展により、森林所有者に相応の利益が還元されることで、伐採後の再造林を含め持続的な森林経営が可能

となる。

本ガイダンスでは、評価方法として、地域産材又は国産材の利用量や、地域材の活用を 目的として建築物木材利用促進協定を締結していることを示すこと等を提示している。

(3) 評価項目③:サーキュラーエコノミーへの貢献

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、従来の 3R(廃棄物等の発生抑制(リデュース)・循環資源の再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))の取組に加え、資源の投入量・消費量の抑制、ストックの有効活用を図りつつ、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動である。木材は再生可能な資源として他資材を代替できることから、建築物への木材利用はサーキュラーエコノミーの観点からも評価されうる。

6 評価分野 3: 快適空間の実現(評価項目: 内装木質化による心身面、生産性等の効果)

建築物の内装に木材を用いること(内装木質化)により、心身面、生産性等の効果が得られることが明らかになってきており、建築物の用途等に応じて内装木質化を行うことで利用者・就労者にとって快適な空間を提供することが可能である。

このため、本ガイダンスでは、評価方法として、建築物の用途等に応じて、訴求度が高い内装木質化の効果を示せることを、多数の事例をもって紹介している。

用途等に応じた内装木質化の効果については、「内装木質化した建物実例とその効果 - 建物の内装木質化のすすめ-(令和3年度版)」((公財)日本住宅・木材技術センター発行)において整理されている。

7 おわりに

近年、我が国では建築事業者等が ESG 等の観点から建築物 (特にこれまで木材があまり使われてこなかった非住宅・中高層建築物)への木材利用に取り組む事例が増加している。

林野庁としては、ESG 投資等において、建築事業者等が建築物への木材利用の効果を適切に評価・開示し、それを投資家等が積極的に評価する際に、ガイダンスが活用され、ひいては建築分野における持続可能な木材利用の促進が図られるよう、ガイダンスの普及に取り組んでいく考えである。

キーワード: ESG 投資、木材利用の効果、カーボンニュートラル、持続可能性、快適空間

(連絡先:松田涼 ryo_matsuda720@maff.go.jp)

木材利用の ESG 効果 ―評価分野 1:カーボンニュートラルへの貢献―

〇伊藤聖子 (サステナブル経営推進機構)

1 背景と目的

近年、ESG(環境、社会、ガバナンス)の要素を重視した投資(ESG 投資)等が拡大しており、木材の主要な需要先である建築分野では、木材の利用による ESG 効果の評価への期待が寄せられている。特に木材利用によるカーボンニュートラル (CN) への貢献は、建築物のエンボディドカーボンの削減に対する要求が強まる中で、大きな期待が寄せられている。

建築物の CO_2 削減は、長らく設備の省エネ等による運用段階の削減に注力されていたが、 ZEB、ZEH 等の技術の普及により相対的にその寄与度が下がり、削減活動のターゲットが建設・廃棄等の資材に関わる排出へと移行しつつある。また、企業・組織としての CO_2 の把握、削減活動はもはや必須となってきており、建築物、建材の排出量の算定・削減は不動産、建設、建材等に関わる企業にとって急務となっている。

このような状況の中、木材利用による CN への貢献は大きな期待を寄せられつつも、その評価手法はまだ開発途上となっている。本稿は林野庁 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業として 3 年間の議論を経て 2024 年に「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」として取りまとめられたカーボンニュートラルに係る内容を、その後の進捗を含めて報告するものである。

2 検討内容

(1) 試算による検討

建築物の木造化による CO₂ 排出削減効果について、複数件の事例建物のエンボディドカーボンの算定を実施し検討を行った。炭素貯蔵効果を考慮しない場合、低層建築物においては大幅な削減効果が見られたが、中高層建築物木造の方が数値は小さくなったものの大幅な削減とはならず、今後木材のみならず他建材も含めた総合的な技術の進展が必要であることが示唆された(図 1)。ただし炭素貯蔵量を考慮した場合、本試算の場合木造では

素材	A:CL	T造	B:鉄筋コンクリート造			
	排出量 t-CO2e	割合	排出量 t-CO2e	割合		
木材	588.8	25%	25.6	1%		
鉄	401.3	17%	783.6	32%		
コンクリート	339.5	14%	752.5	31%		
アルミ	435.8	18%	435.8	18%		
石膏ボード	486.2	21%	358.1	15%		
プラスチック他	125.5	5%	99.4	4%		
排出量合計	2,377.0	100%	2,454.9	100%		
炭素貯蔵量	2,221.6	94%	34.7	1%		

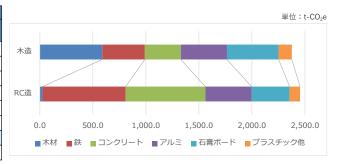


図1 海外 CLT 13 階建て建築物の素材別 CO₂ 排出量算定結果

資料:林野庁(2022)「令和4年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備 ①木質建築 資材の利用拡大の環境整備 報告書」より抜粋 排出量の94%に相当する貯蔵効果が得られることもわかった。製品のカーボンフットプリント 算定に係る国際規格 IS014067、IS021930 等においては、一定条件のもと、貯蔵量を排出量から差し引いた値を示すことも認められており、この貯蔵分をどのように評価するかで見方は大きく変わってくると言える。

(2) 炭素貯蔵量の評価について

製材のようなシンプルな建材であれば貯蔵量を明確に把握することが可能であるが、複合材の場合、その評価がされていない場合が多い。建物単位で算定する際に建材の算定手法が混在していると全体の整合が取れなくなるため、使用するすべての建材が-1/+1 で算定されたデータベースがないと、建物の算定の中に組み入れるのは現実的には難しい。

日本においては今までこの-1/+1 で算定できるデータベースが存在していなかったが、2024年6月に発売された積み上げ型のLCAデータベース「IDEA version3.4」ではこのデータが搭載された。今後、この国際ルールに基づく算定の広がりとともに、貯蔵効果が反映された木造建築が CO_2 の側面から高く評価されることが期待される。

ただし、建設段階で貯蔵効果をマイナスするということは、解体、廃棄される際に排出としての計上が必要になるということでもある。また、過渡期においては-1/+1、0/0 アプローチそれぞれの算定手法による数値が混在することになり、数値の取り扱いは今よりも複雑になる。算定する側、数値を受け取る側ともに、その意味を理解する力が求められることに留意が必要である。

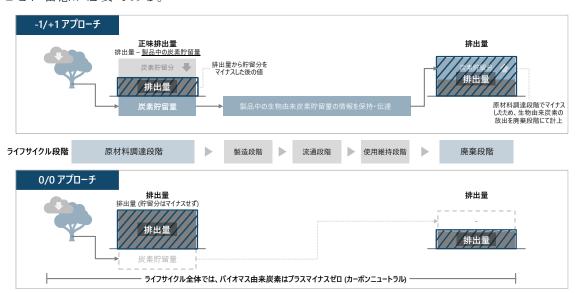


図 2 生物由来炭素の取り扱い

資料:サステナブル経営推進機構 「SuMPO EPD 2024/7/2「新 GPI (国際整合 LCA ルール) 完全解説」説明会資料」より抜粋

(3) 建材製造時の CO₂ 排出量の算定・開示

現在、建築物のエンボディドカーボンの算定手法に関して様々な主体において検討が進められている。各建築事業者、コンサルティング企業が独自のツールを出しているほか、住宅・建築 SDGs 推進センター(IBECs)が産官学連携による手法整備、普及促進を担う会議体を設置し、2024 年 5 月に「建築物ホールライフカーボン算定ツール(J-CAT)」を公開した。J-CAT においては、産業連関ベースで作成されたデータベースを主体とし、個々の建材の削減努力を、積み上げ型のデータベースを用いて算定・第三者検証の上で公開する「EPD」の値として組み込むことで算定に反映するという手法が取られている。

林野庁ガイダンスの作成検討にあたっては、積み上げ型データベース IDEA と産業連関ベースで作成された建築学会(AIJ)「建物のLCA 算定ツール」搭載原単位とで同一物件を算定し、比較検討を行った(図3)。算定結果を全体的にみると、波及効果を含む産業連関ベースの原単位を使った算定の方が高めに出ることがわかる。これを前提に、現在 J-CAT においては積み上げ型の EPD の数値には波及効果分の補正が入ることとなっている。

しかし、各部材の排出量でみると、必ずしもすべての部材が産業連関ベースの方が高いというわけではなく、積み上げ型で算定することで逆に数値が高くなる場合もある。まずは LCA 算定を実施して、自社の建材の実態を把握し、技術開発の方針を検討することが重要である。

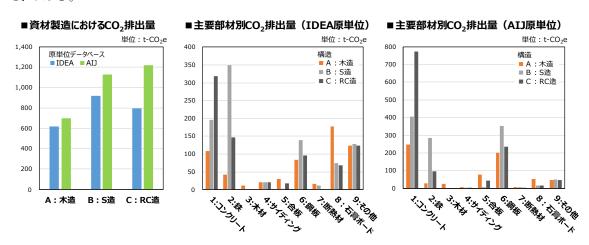


図3 3階建ての公共建築物(事務所)モデルの試算例

資料:林野庁「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」より抜粋

3 まとめ

建築物のエンボディドカーボンの評価手法はまだ開発の途上であるが、削減に向けた社会ニーズは強く、他建材においても、グリーンスチールや低炭素コンクリート、サーキュラー建材等、様々な技術が開発されている。木材利用の効果は他建材との競争ではなく、それら各種建材の技術の組み合わせによる共創効果として評価されることが望ましい。

参考文献

(1) 林野庁(2022) 『令和4年度 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備 ①木質建築資材の利用拡大の環境整備 報告書』 P92、図46

- (2) サステナブル経営推進機構 (204) SuMPO EPD 2024/7/2「新 GPI (国際整合 LCA ルール) 完全解説」説明会資料 24 頁
- (3) 林野庁(2024) 『建築物への木材利用に係る評価ガイダンス』 26 頁
- (4) 住宅・建設 SDGs 推進センター『建築物ホールライフカーボン算定ツール(J-CAT)』 https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/jcat/index.html (2024年7月31日最終閲覧)

キーワード: ESG、LCA、カーボン、炭素貯蔵、建築

(連絡先: サステナブル経営推進機構 SX 戦略事業部 sx@sumpo.or.jp)

木材利用の経済波及効果とサステナブル情報開示 一評価分野 2:持続可能な資源の利用—

〇長坂健司 (東京大学)

1 背景と目的

これからの木材利用を考える際に、建築部門は重要である。例えば、建築用材における 国産材利用量の目標は 2025 年度に 2,500 万㎡と定められており、2022 年度の実績 1785 万㎡からのさらなる拡大が求められている(林野庁、2024a)。

建築物における木材利用の拡大には、サステナブルファイナンスによる後押しが不可欠である。そこで林野庁(2024b)は、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」(以下、ガイダンス)を 2024年3月に公開し、建築事業者等が木材利用の効果を適切に評価するフレームワークを提供した。このうち本報で取り上げる「4.評価分野2:持続可能な資源の利用」においては、評価項目として①持続可能な木材の調達(デュー・デリジェンスの実施)、②森林資源の活用による地域貢献、③サーキュラーエコノミーへの貢献が挙げられている。本報では、特に②に注目し、関連する研究と実践の動向を概観する。

2 木材利用の経済波及効果

ガイダンスでは、木材利用をはじめとする森林資源の活用による地域貢献の評価方法として、(1)地域産材の利用の有無、利用量、利用割合を示す(2)地域産材の活用を目指して、地域の林業・木材産業者と建築物木材利用促進協定等を締結していることを示す(3)産業連関表を用いて、木材利用による地域経済への波及効果を定量的に示す、が評価方法とされている。

これらのうち、(1)(2)については、収集したデータをそのまま用いて評価できるが、(3)については、経済学の一分野である産業連関分析を用いて経済波及効果を推計する必要がある。

経済波及効果とは、例えば木造マンションを一棟建てた際に、それによって新たに生じる各種取引の金額を合算したものである。これらの取引金額の合計を生産誘発額、これらの取引によって生じる粗付加価値の合計を粗付加価値誘発額と呼ぶ。これらは、地域貢献の効果を貨幣価値で示すものであり、総務省や都道府県のウェブサイトで公開されている産業連関表を用いて推計できる。

経済波及効果の推計は、エクセルやR等を用いて計算できる。しかし、ある程度の産業 連関分析の知識が必要である。また、木材産業等、ある特定の産業部門について詳細に分 析するためには、公開されている産業連関表に対して独自に手を加える必要がある。

前者の課題への対策として、2023 年 10 月時点で 39 の都道府県のウェブサイトで経済波及効果の分析ツールが公開されており、木材利用の経済波及効果を推計したい利用者は分析したい都道府県が公開する分析ツールをダウンロードすることで簡易に経済波及効果を推計できる。例えば、鹿児島県産業連関表波及効果分析ツール (鹿児島県、2024) 106 部門表を用い、自給率の調整は行わず、最終需要額はすべて林業部門に投入し、平均消費性向として令和 6 年家計調査の値 0.6704 を用いた場合、2021 年に鹿児島県から輸出された林

産物 3300 百万円 (鹿児島県、2023) から、同県内で 51 億 58 百万円の生産誘発額、2664 百万円の粗付加価値誘発額が新たに生じたことが推計できる。

後者の課題への対策として、東京大 学環境材料設計学研究室が作成、公開 している木材産業連関分析アプリ『年 輪』(年輪アプリ)がある(図 1)。 年輪アプリを用いることで、木材利用 の経済波及効果を簡便に推計できる。

年輪アプリに組み込まれた産業連 関表データは、総務省が公表している 2015 年版全国産業連関表を基に、木材 産業について、合板部門と集成材部門 の分割は森井ら(2023)、プレカット加 工部門とその他木材部門の分割は森 井ら(2021)を参照し、同研究室で独自 に細分化したものであり、合板産業、 集成材産業、プレカット加工産業につ いて詳細に分析できる点が特徴であ る。



図 1 木材産業連関分析アプリ『年輪』 β 版イメージ

年輪アプリは Windows 上で動作し、同研究室のウェブサイトからダウンロードできる。

3 木材利用のサステナブル情報開示

ガイダンス「6. 建築物への木材利用の効果の開示」で述べられている通り、サステナブルファイナンスの担い手である金融機関や投資家を対象にした木材利用のサステナブル情報の開示(国土交通省、2024)は重要である。

木材利用のサステナブル情報は、気候変動などの環境課題に関する取り組みの情報と地域経済活性化等の社会課題に関する取り組みの情報があるが、これらの開示の動向については、先行する EU の動きに注目する必要がある。サステナブル情報の開示関連では、日本国内でも最近話題となっている森林破壊防止規則 (EUDR) や EU タクソノミー以外にも、サステナブルファイナンス開示規則 (SFDR)、企業サステナビリティ情報開示指令 (CSRD)、企業サステナビリティデューデリジェンス指令 (CSDDD) の施行または施行に向けた準備が進んでおり、これらの規制やルールが日本国内におけるサステナブル情報開示の今後の動向に影響を与える可能性があることに留意する必要がある。

また、これらの規制やルールの整備と連動して整備が進んでいるのが、国際サステナビリティ基準審議会が提示する IFRS サステナビリティ開示基準である。同審議会からは、サステナビリティ全般と気候に関する基準が公開されており、現在、生物多様性に関する基準の策定が進んでいる。これまで、サステナブル情報の開示基準は乱立していたが、今後、同基準がサステナブル情報開示のデファクトスタンダードとなる可能性が高いと考えられる。

現在、国内外の木材関連企業のサステナブル情報開示については、気候変動に関する情報開示は一般的にみられるようになり、生物多様性に関しても一部の企業で取り組みが始まっている。一方、地域貢献の価値を示す経済波及効果を公表している木材関連企業はほとんどみられないことから、今後、木材利用の経済波及効果に関する情報開示の普及が望まれる。

4 まとめ

森林資源の活用による地域貢献の評価方法として、経済波及効果が有用である。その推計に際しては、都道府県が公開している経済波及効果の分析ツールや東京大学環境材料設計学研究室が公開している年輪アプリが有用である。木材関連企業にとってもサステナブル情報開示は重要であるが、今後は、木材利用の経済波及効果の情報開示に注力する必要がある。

引用文献

- (1) 林野庁(2024a) 『令和5年度森林・林業白書』、林野庁、215頁
- (2) 林野庁(2024b) 『建築物への木材利用に係る評価ガイダンス』、林野庁、56 頁
- (3) 鹿児島県(2024)『鹿児島県産業連関表:経済波及効果簡易分析ツール』https://www.pref.kagoshima.jp/ac09/tokei/bunya/keizai/renkan/i-o_toolh17-03.html(2024年8月7日最終閲覧)
- (4) 鹿児島県(2023) 『鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン(改訂版)~攻めの農林水産業の実現に向けて~』、鹿児島県、19頁
- (5) 国土交通省(2024) 「社会的インパクト不動産」の実践ガイダンス~評価と対話のツール~、不動産分野の社会的課題に対応する ESG 投資促進検討会:19~21 頁
- (6) 森井拓哉・河村奏瑛・長坂健司・幡建樹・井上雅文(2023) 合板・集成材部門の分割による産業連関表の拡張、産業連関―イノベーション&I-0テクニーク― 30(1):61-75
- (7) 森井拓哉・幡建樹・長坂健司・井上雅文(2021) 木材産業の分析に適した産業連関表の開発と応用—プレカット加工材部門の分割—、第71回日本木材学会大会

キーワード:地域産材、経済波及効果、木材産業連関分析アプリ「年輪」、情報開示

(連絡先:長坂健司 nagasaka@g.ecc.u-tokyo.ac.jp)

木質空間の快適性向上効果を評価する --評価分野3:快適空間の実現(木の魅力)--

〇杉山真樹 (森林総合研究所)

1 はじめに

林野庁が 2024 年 3 月に策定した「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」において、「快適空間の実現(木の魅力)」が、3 つの評価項目の一つとして位置づけられた(林野庁、2024)。これは、木材の主要な需要先である建築分野における、木材の利用による「カーボンニュートラルへの貢献」、「持続的な資源の利用」に加えて、空間の快適性向上の効果に対する期待の高まりを踏まえた結果であると言える。

本稿では、ガイダンスにおける評価分野 3「快適空間の実現(木の魅力)」の概要について解説するとともに、木質空間の快適性向上効果を評価する取り組みにおいて、現時点での課題や今後求められる研究展開について考察する。

2 「快適空間の実現(木の魅力)」の評価

(1) ねらい

近年、建築業界では「バイオフィリックデザイン」、すなわち生活空間に自然を取り入れる空間設計手法が注目されている。例えば、オフィス空間に観葉植物や芝生を導入することにより、就労者の健康維持や生産性の向上などの効果が得られることが、事例として報告されており、エビデンスに関する研究発表も盛んに行われている。内装木質化、すなわち建築物の内装や家具・什器に木材を用いることもバイオフィリックデザインの一種であり、利用者の心身を健やかに保つ効果や就労者の生産性向上などの効果が期待できる。

内装木質化の効果は、建築物の用途や人の立場によって異なると考えられることから、利用者や就労者にとって快適な空間を実現するためには、その建物の用途等に応じた内装木質化を行うことが求められる。逆に、心身面、生産性等への高い効果が期待できる木質化建築物については、対外的に情報開示を行うことにより社会的価値についての評価も得られるほか、従業員の働き方への好影響や施設の利用者の増加など、建築主等にとっての経営的なメリットにもつながることも期待される。

このような効果は、ESG の「S」への貢献が期待できることから、木質空間の快適性 向上効果についても、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」における評価分野の 1つとして位置づけられている。

(2) 評価方法

ガイダンスの「5:評価分野 3「快適空間の実現(木の魅力)」では、「内装木質化による心身面、生産性等の効果」という1つの評価項目が設定されている。内装木質化の効果については、ウッド・チェンジ・ネットワークの木質化 WG が 2006 年から 2021年までの合計 24 件にわたる建築物の内装木質化の効果に関する事例調査と評価や、内装木質化による各種効果を科学的なデータとともに整理し、「内装木質化した建物

事例とその効果」(日本住宅・木材技術センター、2022a)として公表しており、評価 方法検討のための基礎資料として用いられている。

ガイダンスにおいて評価項目 1 「内装木質化による心身面、生産性等の効果」は「建築物の用途等に応じて、遡及度が高い内装木質化の効果を示す」ことにより評価するとされている。具体的な評価方法として、「内装木質化した建物事例とその効果」で整理された建築物の用途と内装木質化の効果の対応表(表 1)を参考にしつつ、実際の建築物で実証された具体的な効果の記載を活用することで、建築物の用途等に応じて訴求度の高い内装木質化の効果を示すことができるとしている。

表 1 事例にみる建築物の利用者及び就労者に対する内装木質化による心身面、生産性等に係る効果

				利用者							就労者			
効果		心理	面		身份	身体面 学習・		心理面			身体面		生産性	
						生育面								
	リラックス	心地よさ	愛着心	モチヘ゜ーション	感覚を	疲労感を	自然を知	リラックス	心地よさ	愛着心	モチヘ・ーション	感覚を	疲労感を	作業性
用途	癒し	落ち着き	誇り	積極性	刺激	緩和	る・学ぶ	癒し	落ち着き	誇り	積極性	刺激	緩和	業務効率
事務所 (自社				該当者なし				_	•	•	•			•
ビル、工場等)			i	淡ヨ白 なし				•	•		•			•
事務所(賃貸	_							_	•					•
ビル)	•	•	•		•	•	•	•	•					•
研究施設、研	_							_		•	•	•	•	•
修施設	•	•			•			•	•	•	•	•	•	•
店舗、飲食店	•	•	•		•				•	•	•		•	•
宿泊施設	•	•			•	•	•			•	•			•
病院、診療所	•	•	•			•			•		•		•	•
子育て・児童							•		•	•	•			•
施設	•	•	•	•	•		•		•	•				•
学校	•	•	•	•	•	•	•		•	•				•
展示施設	•	•	•		•		•	•	•	•				•

(● 効果が現れる)

資料:林野庁『建築物への木材利用に係る評価ガイダンス』

(3) 評価の実践と情報開示の例

ガイダンスでは、内装木質化の効果に係る評価の実践と情報開示の例として、上記に示した「内装木質化した建物事例とその効果」の記載内容を引用する方法ではなく、建築事業者自身が内装木質化の効果を開示した事例を 4 例紹介している。このうち、事例 1 「(株)イトーキのオフィスにおける木製家具が職員に与える効果」は、内装木質化の効果について、自ら検証を行い開示した事例である。業務用で使用する机の天板に木材を用いたときに職員に与える効果について心理面、身体面、生産性の観点から比較検証を行い、ウェブサイト等を通じてその結果を紹介している。

事例 2「野村不動産(株)の分譲マンションやオフィスビルにおける内装木質化等の効果」では、マンション居住者の健康増進に寄与する効果について、既往の研究成果の引用とともに期待される効果について紹介するとともに、オフィスビルに関しては、木質化により「リラグゼーション効果や知的生産性の向上等」を通じて就労者の「パフォーマンスを最大化し、快適で心地よい空間を提供」できる意図について説明している。事例 3「ネッツトヨタ和歌山(株)田辺店における内装木質化等の効果」、事例 4「「TD テラス宇都宮」における内装木質化等の効果」についても、それぞれ内装木質化の効果として期待や意図している内容について紹介している。

3 現時点での課題および今後求められる研究展開

木材の見た目や香り、質感による効果の評価について、ガイダンス策定に向けた有識者委員会等における検討の中で、「評価は主観によるところが大きく、一般化して評価指標とするためには、事例データの積み上げによる実証が必要」(林野庁、2022)、「どのような使い方をすればよりその効果が高まるのかの具体的なガイドライン等の整備も望まれる」(林野庁、2022)、「評価のための知見の整理と定性的な評価を含めて効果の一般化に向けた手法に関する検討が必要」(林野庁、2023)といった指摘がされている。最終的に、ガイダンスでは「内装木質化した建物事例とその効果」の取りまとめ内容等を活用し、「建築物の用途等に応じて、遡及度が高い内装木質化の効果を示す」ことを評価方法として提示しているが、効果に関する一般化した評価指針を示せていない点で、道半ばと言える。

上記の指摘のうち、「事例データの積み上げ」、「手法に関する検討」については、2020年から4年間にわたって実施された林野庁補助事業「内装木質化等の効果実証事業」により、29件の内装木質化事例の効果実証が行われ、その事例データが評価手法とともに「内外装木質化等の効果実証事例集」(日本住宅・木材技術センター、2021;2022b;2023;2024a)に取りまとめられた。また、「知見の整理」としては、2022年からの林野庁補助事業により、快適性に関する近年の研究データを内装木質化の効果ごとに整理し、活用可能なエビデンスデータを抽出し「建物の内装木質化のすすめ」(日本住宅・木材技術センター、2024b)として公表している。

一方、「どのような使い方をすればよりその効果が高まるのか」を明らかにするためには、その効果を数量的に表す必要があるが、快適性の評価は個人の主観による部分が大きく、共通の評価軸による定量的な評価を行うことは極めて難しい。こうした中、定量化の取り組みとして、心拍や血圧、発汗、脳活動といった生体反応や表情、眼球運動などをリアルタイムで計測し、AI 技術により解析することにより、人間の感情を数値化する技術がさまざまな研究グループによって開発されている。また、実空間での評価は攪乱要素が多いことから、VR 空間を用いた評価も建築分野では広がりつつある。

建築事業者にとっての快適性の評価の難しさは、定量的な評価が難しいことに加えて、他の2つの評価分野と異なり現段階で活用可能な評価システムがないことが挙げられる。 AI を用いた感情解析や VR 評価についても、現在さまざまなシステムが乱立している状況であり、一般化にはまだ時間を要する。建築業界において快適性向上効果の評価を普及するためには、評価手法の標準化が必要であり、基盤となる研究・技術開発の進展とともに国としての積極的なリーダーシップが望まれる。

評価手法が標準化されたとしても、建築事業者にとって自ら内装木質化の効果の評価を行うには困難が伴う。現在、快適性の評価には人間の感覚や身体反応を通じた評価が不可欠であり、評価実施者には調査・研究対象者の保護に関する国の指針である「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の遵守が求められている。同指針に定める要件を単体で満たすことができる建築事業者はごく希であり、例えば「内装木質化等の効果実証事業」では、内装木質化の効果実証に取り組んだ29の事業者のほとんどが、大学や研究機関と共同で実証を行っている。

そもそも人間にとっての快適性は、建築物の見た目、光環境、音響環境、空気質といっ

た建築物が持つ各種特性が、人間の五感を通じて心身に作用することによりもたらされている。すなわち、この関係を明らかにすれば、建築物の各種特性を測定し、これらを解析することにより、快適性向上効果を予測することは可能なはずである。まずは、定量的な評価指標の開発、確立が急務であるが、将来的には人間の感覚や身体反応の測定に拠らず、快適性を指標化できる手法の開発が必要ではないだろうか。

4 おわりに

「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」に木質空間の快適性向上効果の評価が盛り込まれたことは、木材業界にとって極めて画期的なことである。一方、その評価方法は定性的評価に留まっており、定量的評価を行っている他の評価項目と比較すると、説得力に欠ける感は残る。「快適空間の実現(木の魅力)」の評価は緒についたところであるが、これを建築分野で真に活用していくためには、定量的な評価が望ましく、AI や VR といった新技術の導入や異分野連携も含め、この分野の研究・技術開発の重点化が必要である。

引用文献

- (1) 林野庁(2024) 『建築物への木材利用に係る評価ガイダンス』、42~49 頁
- (2) (公財)日本住宅・木材技術センター (2022a) 『内装木質化した建物実例とその効果 一建物の内装木質化のすすめー (令和3年度版)』、https://www.howtec.or.jp/fi les/libs/4065/20220331152539791.pdf (2024年9月15日最終閲覧)
- (3) 林野庁 (2022) 『令和 3 年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業のうち CL T・LVL 等の利用拡大のための環境整備 報告書』、https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/attach/pdf/esg_architecture-1.pdf (2024年9月15日最終閲覧)
- (4) 林野庁 (2023) 『令和4年度 CLT・LVL 等の建築物への利用環境整備事業のうち CL T・LVL 等の利用拡大のための環境整備 報告書』、https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/attach/pdf/esg_architecture-6.pdf (2024年9月15日最終閲覧)
- (5) (公財)日本住宅・木材技術センター (2021) 『令和 2 年度内装木質化等促進のための環境整備に向けた取組支援事業 内装木質化等の効果 実証事例集』、https://www.howtec.or.jp/files/libs/3706/202105271106396140.pdf (2024 年 9 月 15 日最終閲覧)
- (6) (公財)日本住宅・木材技術センター (2022b) 『令和3年度内装木質化等促進のための環境整備に向けた取組支援事業内装木質化等の効果実証事例集』、https://www.howtec.or.jp/files/libs/4179/20220523152746164.pdf (2024年9月15日最終閲覧)
- (7) (公財)日本住宅・木材技術センター(2023) 『令和4年度木の建築物の効果検証・ 発信 内外装木質化等の効果 実証事例集』、https://www.howtec.or.jp/files/libs/ 4718/202306060934415711.pdf(2024年9月15日最終閲覧)
- (8) (公財)日本住宅・木材技術センター (2024a) 『令和 5 年度木の建築物の効果検証・ 発信 内外装木質化等の効果 実証事例集』、https://www.howtec.or.jp/files/libs/ 5449/202406202043479770.pdf (2024 年 9 月 15 日最終閲覧)
- (9) (公財)日本住宅・木材技術センター (2024b) 『建物の内装木質化のすすめ 一科学的 データが示す内装木質化の効果―』、https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kiduk

ai/attach/pdf/wckyougikai-68.pdf (2024年9月15日最終閲覧)

キーワード:建築物、内装木質化、快適性、心身面の効果、生産性

(連絡先:杉山真樹 sugicchi@ffpri.affrc.go.jp)

森林・木材産業を介した都市山村連携における 都市住民の費用負担意識の分析:豊島区民を事例に

〇片田陽菜・氏家清和(筑波大学)、立花敏(京都大学)

1 背景と目的

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税・森林環境譲与税が創設された。森林環境譲与税は、法律に基づき、森林の整備に関する施策と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされている。森林環境譲与税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として1人あたり年額1,000円を市町村が賦課徴収する森林環境税を財源としている(総務省・林野庁2023)。

この制度の特徴は2点ある。1点目は、法律の範囲内であれば自治体が自由に使途を決定できることである。総務省・林野庁(2023)によれば、間伐や林業従事者支援、木材利用促進、普及啓発活動等、幅広い事業に使用されている。2点目は、森林のない自治体にも多額の税が譲与されることである。現在の譲与基準は私有人工林面積:林業従事者数:人口=5.5:2:2.5と定められているため、森林面積を有していなくても人口が多ければ、譲与額は多くなる。

森林環境譲与税を取り巻く課題として、次の2点が考えられる。1点目に、一部の自治体では既存事業への充当以外の使途を検討しきれていないことである(特別区長会調査研究機構、2023)。森林がない自治体にも一定の譲与税が譲与されるほか、市区町村には林業の専門知識を持った職員が少ないことから、「域内のみでは活用が難しい(使途が思いつかない)」と課題認識している自治体が存在する。2点目に、森林環境譲与税を活用した都市山村連携における都市部自治体から山村部自治体への費用負担に関して、都市住民の意向が把握できていないことが挙げられる。森林環境譲与税の導入を受け、都市山村連携が拡大しており、都市部譲与税を山村部における森林整備に充当する取組や、都市部で木材需要を創出して連携先山村部の林業振興を図る取組等が行われている(林野庁 2024)。しかし、都市山村連携の課題として「都市住民の理解が得られづらい」ことが挙げられており(特別区長会調査研究機構、2023)、都市部の森林環境譲与税が山村部で活用されることに対する都市住民の意思を把握する必要があると考えられる。

本研究の目的は、都市住民が山村部に対して高い支払意思額(WTP)を示す条件を明らかにすることである。都市住民が山村部の森林や木材産業に対して「費用を負担しても良い」と考えるまでに、①支払先(負担した費用はどの地域に使われるか)、②活用方法(負担した費用はどのような施策に活用されるか)、③個人属性の3つの要素が影響すると仮定する。これらの要素の組み合わせにより、都市住民の山村部の森林・木材産業に対するWTPがどのように異なるか、選択型コンジョイント分析を用いて明らかにする。

2 手法

(1) モデル

本研究では条件付きロジットモデルを用い WTP を推定する。選択肢を構成する属性によ

り決定される観測可能な確定効用を V_{in} 、観測不可能な確率項を e_{in} とすると、回答者nが選択肢集合Cに含まれる選択肢iを選んだときに得る効用 U_{in} は、次式で表される。

$$U_{in} = V_{in} + e_{in}$$

このとき、選択肢iが選ばれる確率 $P_n(i|C)$ は、次式で表される。

$$P_n(i|C) = \Pr(U_{in} > U_{jn}) = \Pr(V_{in} - V_{jn} > e_{in} - e_{jn})$$
 $j \in C(i \neq j)$ 確率項が独立かつ同一のガンベル分布に従うと仮定すると、

$$P_n(i|C) = \frac{\exp(V_{in})}{\sum_{j \in C} \exp(V_{jn})}$$

と表される。確定効用VはK種類の属性変数 X_{ik} と負担額を示す変数pを説明変数とする線形関数として仮定し、次式のように定義した。

$$V_{in} = \sum_{k=1}^{K} \beta_k X_{ik} + \beta_p p$$

加えて、本研究では、回答者の属性の影響を交差項の形でモデルに組み込み定式化した。 S_{hn} を回答者nに関するh番目の回答者属性とすると、確定効用は次式のように定式化される。

$$V_{in} = \sum_{k=1}^{K} \beta_k X_{ik} + \sum_{k=1}^{K} \sum_{h=1}^{H} \gamma_{kh} X_{ik} S_{hn} + \beta_p p$$

なお、係数パラメータ β_k 、 β_p 、 γ_{kh} は最尤法により推定される。このとき、属性変数 X_k が1単位増加することに対する限界支払意思額(MWTP)は次式で表される。

$$MWTP_{X_k} = -\frac{\partial V_i}{\partial X_k} / \frac{\partial V}{\partial p} = -\frac{\beta_{X_k}}{\beta_p}$$

(2) アンケート調査概要

アンケート調査は東京都豊島区民を対象とした。豊島区は全国に先駆けて森林環境譲与税を介した都市山村連携に取り組んでいる都市であり(香坂ら、2020)、現在は埼玉秩父市と長野県箕輪町との連携に譲与税を活用している。アンケート調査は株式会社ジャストシステムに依頼して行った。

(3) 選択実験のデザイン

選択肢を構成する属性と水準を表 1 のように設定した。設定にあたり、2023 年 10 月に 秩父市役所、2023 年 12 月に豊島区役所に聞き取り調査を実施し、森林環境譲与税の取組 事例集(林野庁、2024)、先行研究(拓殖、2001;吉田、2003)を参考にした。また、選 択肢に固有の名称を設けるラベル型コンジョイント分析を実施し、ラベルとしては 2 つの 連携先自治体名を使用した。

	属性	水準				
森林整備	秩父市or箕輪町での間伐実施面積	現状	₹+25%	現状	+50%	
担い手確保	秩父市or箕輪町の林業従事者数	現場	÷+25%	現状	+50%	
木材利用	秩父市産or箕輪町産の木材使用量(豊島 区内で利用)	現場	÷+25%	現状+50%		
普及啓発	秩父市or箕輪町の森林に関する イベント開催数(豊島区内開催)	現状+1回/年 現		現状+	2回/年	
寄付額	10年間の寄付額(年額)	500円	1,000円	2,000円	3,000円	

表1 属性と水準

3 結果

(1) アンケート調査結果概要

アンケート調査は2024年7月25日から29日にかけて行った。回収数は704、質問に対して完全に回答しなかった回答を除いた有効回答数は500であった。

(2) モデルの推計結果

回答者属性の変数としては、アンケート調査結果より、「農山村出身」、「秩父市または箕輪町への来訪経験」、「森林環境譲与税の認知」とした。また、選択肢固有の定数項である ASC をモデルに組み込んだ。

推計結果を表 2 に示す。主効果の選択肢固有定数(ASC)は負で有意であるのに対し、交差項の ASC は正で有意となった。これは、「農山村出身」「秩父市または箕輪町への来訪経験がある」「森林環境譲与税を認知している」人は、山村部の寄付に対し抵抗感を感じないのに対し、上記に属さない人は山村部への寄付に対し抵抗感を感じていると解釈することができる。また、ASC は有意な値になった一方でその他の属性の係数の多くは有意な値にならなかったことから、選択肢に固有のラベル、すなわち地域名のみを見て選択している人が多いと解釈することができる。細かい施策にあまり関心がない、または施策の種類や効果を理解しておらず判断が付いていない回答者が多かった可能性がある。

交差効果 定義 (単位) 変数 主効果 秩父市または箕輪町 森林環境譲与税 農山村出身 への来訪経験あり の認知 1.003***(0.348) ASC1 「秩父市」の選択肢固有定数 -1.972***(0.451) 2.013***(0.488) 2.837***(0.351) ASC2 「箕輪町」の選択肢固有定数 -2.667***(0.456) 2.001***(0.340) 1.959***(0.493) 2.435***(0.354) 間伐実施面積増加率(%) 0.003(0.006) 0.005(0.004) -0.002(0.006) -0.003(0.004) β_f β_l 林業従事者数増加率(%) 0.003(0.006) -0.007(0.004) 0.001(0.006) -0.002(0.004)-0.007(0.004) β_w 木材利用量増加率(%) 0.005(0.006) -0.003(0.004)-0.001(0.006) β_e イベント開催数増加数(回/年) 0.207(0.142) -0.185*(0.110) -0.100(0.155) -0.006(0.110) -0.0002***(0.00003) β_p 寄付額(円/年)

表 2 モデルの推計結果

observation

12,000

Adjusted R²

0.219

Log Likelihood

-3,446.95 1,258,720***(df=25)

()内は標準誤差。*は10%水準、***は1%水準で有意であることを意味する。

(3) MWTP の推計結果

MWTP の推計結果を表 3 に示す。色が付いているものはモンテカルロ・シミュレーションにより推定した 95%信頼区間に 0 を含まなかったものである。

モデルの推計結果と同様に、ASC 以外の属性に対する WTP は有意な値にならなかった。また、「農山村出身」以外については ASC2 より ASC1 の WTP の方が大きくなっている。すなわち、箕輪町への寄付よりも秩父市への寄付の方が抵抗感を感じない回答者が多かったと言える。

		交差効果					
	主効果	曲.1.++山白.	秩父市または箕輪町	森林環境譲与税			
	農山村出身		への来訪経験あり	の認知			
ASC1	-10,203.04	5,192.67	10,414.74	14,680.70			
ASC2	-13,800.27	10,354.17	10,138.58	12,601.59			
森林整備(間伐実施面積増加)	13.20	23.40	-12.27	-14.98			
担い手確保(林業従事者数増加)	18.10	-35.23	4.13	-10.36			
木材利用(木材利用量増加)	27.45	-17.63	-3.24	-33.82			
普及啓発(イベント開催数増加)	1,072.48	-958.37	-517.61	-32.82			

表 3 MWTP の推計結果

4 考察

(1) 都市住民が山村部に対して高い WTP を示す要因

1 点目にこれまでの経験である。農山村出身者や当該山村への来訪経験がある人は寄付への抵抗感を感じない傾向にあったことから、森林に親しみのある人や山村の現状を知っていることが WTP に影響している可能性がある。2 点目に森林への関心である。森林環境譲与税を知っている人は寄付への抵抗感を感じない傾向にあった。森林環境譲与税の知識がある人は、譲与税に関する情報を集めたことがあると推測され、森林を取り巻く問題に関心があると考えられる。3 点目に費用負担する自治体との繋がりや認知度である。箕輪町よりも秩父市の方が寄付への抵抗感が少なかったことから、流域の繋がりが WTP に影響した可能性がある。しかし、豊島区と秩父市は鉄道が通じており、お互いに馴染みがある関係性があることから、流域だけでなく認知度やアクセスの良さも影響しているとも考えられる。実際に住民が親近感を持つような関係性が存在する場合に、費用負担に対する抵抗感が軽減する可能性がある。

(2) 本研究の限界

1 点目に、本研究分析枠組みでは、現実的でない選択肢が存在していることである。そのため、WTP の解釈としては選択実験のデザイン上で「住民がどう認識しているか」の把握にとどまる。2 点目に、本研究は費用負担者という 1 つの視点から評価したものに過ぎないことである。今後は、森林環境譲与税を活用した取組に関する住民、行政、森林所有者等の様々なステークホルダーの意見を調査し、費用負担者と取組に関与する者との認識の差異を分析して、費用負担のあり方を検討する必要がある。

引用文献

- (1) 総務省・林野庁(2023)『令和4年度における森林環境譲与税の取組状況について』、https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-10.pdf(2024年8月9日最終閲覧)
- (2) 特別区長会調査研究機構(2023) 『令和 3 年度調査研究報告書 特別区における森林環境譲与税の活用~複数区での共同連携の可能性~』
- (3) 林野庁(2024)『令和4年度森林環境譲与税の取組事例集(市町村・都道府県)』htt ps://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/torikumizyoukyou-11.pdf(2024年8月9日

最終閲覧)

- (4) 香坂玲・内山愉太(2019)森林環境譲与税の導入と都道府県への影響の分析—37 府県の概況について—、『日本森林学会誌』第101巻(第5号):249~252頁
- (5) 柘植隆宏(2001)市民の選好に基づく森林の公益的機能 の評価とその政策利用の可能 性一選択型実験による実証研究、『環境科学会誌』第 14 巻(第 5 号):465~476 頁
- (6) 吉田謙太郎(2003)選択型コンジョイント分析による環境リスク情報のもたらす順序 効果の検証、『農村計画学会誌』第21巻(第4号):333~312頁

キーワード:選択実験、森林環境譲与税、都市山村連携

(連絡先:片田陽菜 s2321005@u.tsukuba.ac.jp)

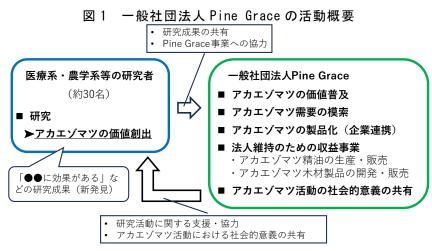
アカエゾマツの未来:精油研究から木材利用へ向けた展望

〇土居拓務 (Pine Grace)

1 アカエゾマツ課題と一般社団法人 Pine Grace

アカエゾマツ(マツ科トウヒ属)は、北海道に広く植栽されている樹木であり、同地域を代表する針葉樹の一つである。建築材としての利用が可能となる伐期に達するまでに 8 0 年以上を要する成長が遅い樹種として知られている。しかし、劣悪な土壌環境においても強固に根を張る特性を持つことから、主に行政主導で造林目的の植栽が進められてきた。また、アイヌ民族の伝承においては「女神の木」や「薬になる木」として崇められ、北海道を含む 11 の自治体でシンボルツリーとして指定されている。アカエゾマツの幼木は、盆栽やクリスマスツリーとして人気があり、成木は 100 年以上の歳月をかけて成長し、バイオリンやピアノなどの楽器材としての利用価値を持つ。一方で、除伐や間伐に要する期間が他の樹種に比べて長いため、管理が難しいという特徴がある。

現在、北海道に植栽された多くのアカエゾマツが除伐・間伐、枝打ちの時期を迎えている。この時期の適切な作業等が将来、楽器材としての価値に大きな影響を与える(真田、2017)。しかしながら、アカエゾマツは火力が弱く燃料材として適さないほか、伐採時にヤニがチェンソーを損傷させる可能性があること、製材後の木目の色合いが好まれないことなどから、林業家の間ではアカエゾマツ林の保育施業が敬遠される傾向にあった。こうした背景を受け、筆者はアカエゾマツの木材以外の利用価値を創出すべく、2017年8月にアカエゾマツ精油の医療利用を検討していた医療系研究チームと共に一般社団法人 Pine Grace を設立した(図 1)。アカエゾマツの機能性を解明し、医療分野で実用化することで、間接的に木材需要を高めることを目指している。



資料:筆者作成

2 機能性研究と成果

(1) 香りによるストレス軽減効果

アカエゾマツの魅力の一つである香りは、多くの調香師や香料会社に高く評価されてお

り、アンケート調査でも約84%がアカエゾマツ精油(1%希釈)を「良い香り」と評価して いる(土居ら、2020)。2021年にはアカエゾマツ精油をベースにした香水が民間企業の賞 を受賞した。

アカエゾマツの香りがストレス解消に寄与することは、以前から一部のセラピストに認 識されており、彼らは水蒸気蒸留法を用いて少量の精油を生産していた。水蒸気蒸留法に よってアカエゾマツから得られる精油量は約 0.5 m゚の原材料から約 40m1 と限られている が、この方法が最も香りの維持に適しているとされる。

2016年には、アカエゾマツ精油の香りがストレスホルモン(唾液中コルチゾール値)を 低下させることが科学的に確認され、その後の複数の試験でも同様の結果が得られた(土 居ら、2020)。また、睡眠誘導効果や抗酸化ストレス効果についても、現在進行中の研究 によりその可能性が示唆されている。

抗菌・抗真菌作用を活用した製品化

アカエゾマツの精油には抗菌作用が認められており、既存研究でも植物の免疫機能に関 する知見は蓄積されてきたが、従来の研究は森林全体の機能性に焦点を当てたものが多か った。一般社団法人 Pine Grace と研究チームは、アカエゾマツの精油に特化した詳細な 研究を進めている。

醍醐ら(2018)の抗菌性試験(ディスク試験)により、アカエゾマツはヒノキやトドマ ツ、カラマツに比べて広範囲な菌に対して有効であり、ヒバと同程度の抗菌作用を持つこ とが明らかとなった(表 1)。また、藤田ら(2017, 2019)はアカエゾマツ精油がカンジ 夕菌の菌糸増殖を抑制することを発見し、口腔ケアや真菌症改善への利用可能性を示唆し ている(写真1)。さらに、石原ら(2019)は牛皮膚糸状菌症(写真2)に対する有効性を、 醍醐ら(2018)および友利ら(2018)は乳房炎由来の Staphylococcus aureus 耐性菌に対 する有効性を確認している。これらの研究成果に基づき、牛用雑貨「PG アロマ」の開発が 実現した。

また、アトピー 性皮膚炎の改善効 果も安井ら(201 7) 、宮庄(2018) により確認され、 企業との連携によ り製品化が進行中 である。さらに、山 口ら(2021)がアク ネ菌に対する抗菌

性を、安井・山口(2

阻止円の直径(単位mm) Str dvs 精油樹種 K. pneum | S. aureu Str. aga Str. ube C. bovis E. coli galacti ris lactiae oniae ヒバ 20以上 20以上 40以上 40以上 20以上 20以上 10以上 アカエゾマツ 10以上 10以上 30以上 40以上 10以上 20以上 10以上 ヒノキ 0 0 10弱 40以上 10以上 0 10以上 トドマツ 0 0 10以上 40以上

10以上 40以上

表 1 樹種別・菌別の抗菌性試験結果

0 資料:醍醐ら(2018)を引用し筆者が作成。

(注)「0」は抗菌性の無い状態、「一」は試験未実施である。

0

019)が大腸炎の抑制効果を報告しており、これら研究も継続されている。

カラマツ

(3) 木材利用への回帰事例

一般社団法人 Pine Grace は、これまでの研究成果を広く発信することで、企業の関心を

分解前

分解後 · 增殖抑制

治療前

3 週後



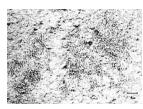






写真 1 抽出液によるカンジタ菌の分解・抑制 写真 2 抽出液による牛真菌症の改善 資料:藤田ら(2017)

資料:一般社団法人 Pine Grace 資料

喚起し、アカエゾマツの知名度向上および需要拡大に寄与してきた。その結果、一部から アカエゾマツは「健康に良い木」として評価され、木目や外観そのものの利用も検討され るようになった。具体的に、アカエゾマツの間伐材を輪切りにし、切り口の中央に窪みを 掘ったオブジェであるアカエゾマツ・アロマディッシュは観光地の土産物として人気を集 めている(柴田ら、2023)。これらの研究活動により、少なくともアカエゾマツの木目の 汚さに関連する否定的なイメージは 払拭されつつあると考えられる。

3 BWS によるアカエゾマツ間伐材利用の魅力調査

Best-Worst Scaling (BWS) とは選択肢から最も良い、最も悪いと思うものを対象者に選 ばせ、選択肢の相対的な重要性を評価する分析手法である。2023年9月、本取組の全体概 要を知る者を対象に、アカエゾマツ間伐材を利用する魅力①~⑦(表2の各項目)につい て BWS により分

析・評価した。

表 2 BWS の単純集計結果 (n=16)

その結果、アカ エゾマツの持つ 抗菌作用·抗真菌 作用、ストレス軽 減作用、天然由来 の原料を使用し た取組みという 点が上位に続い た (表 2)。これ

項目	Best	Worst	B-W	B/W
①甘い芳香 (香り)	15	44	-29	0. 34
②ストレス軽減作用	28	5	23	5. 60
③抗菌作用·抗真菌作用	54	5	49	10.80
④未活用だった森林資源を使用	12	24	-12	0. 50
⑤北海道のシンボルツリーを使用	16	32	-16	0. 50
⑥取組みを通じて地方創生に貢献	11	32	-21	0. 34
⑦天然由来の原料を使用した取組み	25	19	6	1. 32

資料:筆者作成

らはどれも健康を志向しており、アカエゾマツの「健康に良い木」というイメージは効率 的な需要創出に貢献していたと考えられる。

4 おわりに

アカエゾマツ間伐材は利用価値が低いとされていたが、精油の機能性研究を通じて「健 康に良い木」として評価され、現在では木材としての価値も再評価されつつある。これは、 アカエゾマツの可能性を信じ、関係者と共に取り組んだ成果である。

今後も、新たな活用方法を探求し、アカエゾマツが広く愛される木材となることを目指 したい。

引用文献

- (1) 真田康弘 (2017) アカエゾマツ人工林材を用いたピアノ響板:利用のための条件と課題、『北方林業』第68巻(第3号):106~109頁
- (2) 土居拓務・本田知之・安井由美子・前田尚之・酒巻美子・萩原寛暢・横田博(2020) 木育活動およびアカエゾマツ精油芳香曝露による唾液中ストレスホルモン(コルチゾール)の低減、『AROMA RESEARCH』第21巻(第4号):28~34頁
- (3) 醍醐由香里・村田亮・鈴木一由・横田博・内田郁夫・菊池直哉(2018)乳房炎原因菌に対するアカエゾマツ(Picea glehnii)精油の抗菌活性、『北海道獣医師会雑誌』62(5):135~139頁
- (4)藤田真理・横田博・安井由美子・宮庄拓・家子貴裕・土居拓務・宮川博史・長田和美・中澤太(2017)針葉樹木由来精油の口腔細菌における抗菌性ならびにバイオフィルム 形成抑制能の検討、日本防菌防微学会 44 回年次大会
- (5)藤田真理・塚本容子・横田博・安井由美子・宮庄拓・家子貴裕・土居拓務・宮川博史・ 長田和実・永野恵司(2019)アカエゾマツ精油の口腔ケアへの有用性に関する研究— 口腔カンジダ症および口臭抑制への効果—、日本防菌防黴学会 第46回年次大会
- (6) 石原慎太郎・嶋守俊雄・横田博・大塚まりな・西康陽・可能塁・宮庄拓・鈴木一由(2019) 牛皮膚糸状菌症に対するアカエゾマツ抽出油の効果的な投与法に検討、令和元年 度獣医学術地区学会
- (7) 友利愛子・横田博・西康暢・大塚まりな・杉山美恵子・豊田洋治・伊藤隆晶・鈴木一由 (2018) 乳房炎乳由来 Staphylococcus aureus 耐性菌に対するアカエゾマツ精油の 抗菌活性、平成 30 年度獣医学術地区学会
- (8) 安井由美子・醍醐由香里・友利愛子 (2017) NC/Nga マウスを用いたアカエゾマツ精油のアトピー性皮膚炎抑制効果、第5回アカエゾマツサミット
- (9) 宮庄拓(2018) アカエゾマツ精油入り動物用ブラッシングスプレー『スキンプロテクト』のアトピー犬に対する効果、第6回アカエゾマツサミット
- (10) 山口昭弘・趙希英・佐藤彩音・亀田くるみ・前野奈緒子・家子貴裕・前田尚之・横田博(2021) アカエゾマツ精油のアクネ菌に対する抗菌性、『AROMA RESEARCH』第 22 巻(第4号):361~367頁
- (11) 安井由美子・山口昭弘 (2019) アカエゾマツ精油 (経口および芳香) による大腸炎 抑制効果、第7回アカエゾマツサミット
- (12) 柴田優香・川添悠河・矢萩隆明 (2023) 北海道の森林資源 (アカエゾマツ・ハマナス) を活用した製品開発の検討、令和4年度北の国・森林づくり技術交流発表会

キーワード:アカエゾマツ、間伐材、需要創出、価値創出

(連絡先: 土居拓務 takumu_doi@pinegrace.work)

輸入バイオマスの持続可能性に関する現状と課題

〇泊みゆき、長坂健司、井上雅文 (東京大学)

1 はじめに

2012 年に再生可能エネルギー固定価格買取 (FIT) 制度が開始されて以来、バイオマス発電の稼働および認定実績が大きく増加した。FIT 制度は当初、林地残材等の国内の未利用材の活用を目的として創設されたが、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの供給量を確保するため、輸入バイオマスを燃料とするバイオマス発電もその対象となった。2022 年にフィードインプレミアム (FIP) 制度が始まり、2023 年末時点で、FIT/FIP 制度に基づき656 カ所、505 万 kW のバイオマス発電所が稼働している。また、同制度に基づき認定を受けているバイオマス発電所は1026 カ所、842 万 kW である(図1)。バイオマス発電の稼働容量の74%、認定容量の79%が、主に輸入バイオマスを燃料とする一般木材バイオマス発電の区分となっている(資源エネルギー庁、2024a)。

発電所の稼働状況に対応し、アブラヤシ核殻 (PKS) および木質ペレットの輸入量が急増しており、2012年には両者とも数万トンであったのが、2023年には PKS587万トン、木質ペレット 580万トンとなった (財務省貿易統計)。 PKS はインドネシアおよびマレーシア等、木質ペレットはベトナム、カナダ、米国等から輸入されている。輸入バイオマスを主な燃料とする一般木材バイオマス発電の区分のうち、未稼働の認定案件は約 290万 kW あり、今後の稼働開始によって輸入量はさらに増える見込みである。

輸入バイオマスの利用は、国内経済への波及効果が低い、エネルギー自給率を低下させる、輸送に関わる温室効果ガス(GHG)排出量が増加する等、FIT制度の理念から遠ざかる課題が多い。さらに、希少な老齢林を伐採した木材を輸入バイオマスの原料とするもの(Conservation North, 2024)等、持続可能性に関する問題が指摘されている。

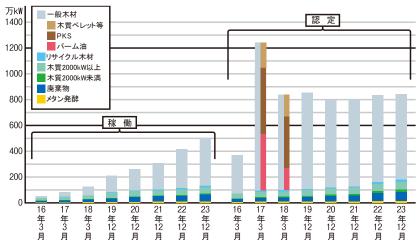


図1 再生可能エネルギー固定価格買取制度における バイオマス発電(新規)の稼働・認定状況

資料:再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公表用ウェブサイトに基づき著者作成

(注) 認定状況のうち一般木材の 2017年、18年のみ内訳が公開されている。

本報では、公開資料および現地調査を含む関係者へのヒアリング調査に基づき、日本に輸入されるバイオマス燃料を構成するパーム油、PKS、木質ペレットの持続可能性に関する現状を把握し、課題を抽出する。

2 バイオマスの持続可能性評価基準

2017年にパーム油を燃料とするバイオマス発電の FIT 認定が 460 万 kW まで増加したことから、2019年に経済産業省はパーム油や PKS 等の農産物の収穫に伴って生じるが農に伴って生じるが表でした(表1)。この基準を満たす第三者認証として、特続可能なパーム油に関する円卓会議(RSPO)認証等が定められている(資源エネルギー庁、2024b)。このような厳しい持続可能性基準が課せられたこ

表 1 FIT/FIP 制度が求める農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性評価基準の項目

	土地利用変化への配慮
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減
	生物多様性の保全
	農園等の土地に関する適切な権原
社会・労働	児童労働・強制労働の排除
社 云 ・ 力 側	業務上の健康安全の確保
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保
	法令順守(日本国内以外)
ガバナンス	情報公開
	認証の更新・取消
サプライチェ	ーン上の分別管理の担保
認証における	第三者性の担保

資料:経済産業省第 19 回バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料 1

とと、パーム油の価格が高騰したことから、パーム油を用いた発電所は稼働を停止している(経済産業省、2023a)。また、PKS は農作物残渣であり、2024年より認証による持続可能性の確認が義務付けられた。

そのため、現在の輸入バイオマスの持続可能性の議論は、木質ペレット等の木質バイオマスに焦点が当てられている(経済産業省、2023b)。FIT における木質バイオマス燃料の持続可能性は、合法性の確認のみとなっていた(林野庁、2024)。そこで2023年12月に開催された第27回バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、木質バイオマス燃料についても詳細な持続可能性について議論され、さらに今後検討されることになった(経済産業省、2023c)。

また、米国やカナダでの木質ペレット工場において、中間加工プロセスであるペレット 乾燥用のボイラーの排ガスや粉じん等による大気浄化法違反が多数生じており、周辺の住 民が深刻な健康被害を訴えている(著者現地調査、2023 スミスら、2023 Land & Climate Review、2024)。FIT 制度では森林認証や合法性確認によって木質バイオマスの持続可能 性を満たそうとしているが、森林認証は木材に関する持続可能性を対象としたものであり、 この中間加工プロセスの合法性は対象となっていない。森林認証だけではなく、サプライ チェーン全体を対象とした事業者によるデューデリジェンス等も含む持続可能性基準が必 要だと考えられる。

3 GHG 排出基準

2022 年度以降のバイオマス燃料を用いる FIT/FIP 制度の認定案件には、ライフサイクル GHG 排出基準が設けられ、2029 年度までは化石燃料を用いた発電に伴う GHG 排出量の加重

平均と比べ50%減、2030年度以降は同70%減が求められている(資源エネルギー庁、2024b)。なお、2022年度以降のFIT/FIP制度の認定案件は、主に国産バイオマスを燃料とする発電所であるが、これらの発電所は GHG 排出基準を遵守する義務がある一方、FIT制度で認定された輸入バイオマスを燃料とするバイオマス発電所のほとんどは 2021年以前に認定されたものであり、GHG 排出基準の遵守は努力義務である。なお、バイオマス発電事業者による輸入木質バイオマスに関わる GHG 排出量の情報開示は、自主的取り組みとなっている(資源エネルギー庁、2024b)。

また現状の GHG 排出基準で定められている土地利用の変化に伴う排出は、森林から農地への転換に限られており、天然林から人工林への転換に伴う GHG 排出量が考慮されていない(バイオマス持続可能性ワーキンググループ、2024) ことも課題である。木材を燃焼させると石炭以上の二酸化炭素が排出される(国立環境研究所、2024)。カナダでは天然林を皆伐した木質ペレット生産が行われているが、再造林を実施し 20 年経過した時点での炭素蓄積は皆伐前の3割に留まることが報告されている(IPCC、2019)。

4 石炭火力発電でのバイオマス混焼

石炭火力発電でのバイオマス混焼は、省エネ法において脱炭素化の方法の一つに位置付けられており、2019年度には31カ所の石炭火力発電でバイオマス混焼が行われている(経済産業省、2021)。石炭火力発電へのアンモニアや水素の混焼も認められた(経済産業省、2023)が、これらには技術的な課題があり、バイオマス混焼に比べ費用も高く、バイオマスが有力な混焼方法である。

石炭火力発電所はバイオマス発電所と比べ 1 か所当たりの発電能力が大きいことから、そこでは多くのバイオマス燃料が混焼される。例えば 107 万 kW の発電能力を持つ武豊火力発電所では、発電燃料の 17%に当たる年間 50 万トンの木質ペレットが使用されている。これは、2023 年の木質ペレット輸入量の 1 割弱に相当する。

FIT 制度の対象外のバイオマス混焼を行う石炭火力発電に対しても、対象となるバイオマス発電と同様に事業計画策定ガイドラインの準拠を求める方針が示された(経済産業省、2024)。今後は、違反した場合の罰則の導入等、実効性のある制度構築が求められる。

5 結言

輸入バイオマスの持続可能性には様々なリスク要因が存在する。国内における将来のバイオマス利用のあり方として、輸入バイオマスに依存する供給体制から国産バイオマスの持続可能な利用を可能とする供給体制への移行が必要である。

欧州では、EU の再生可能エネルギー指令(RED) III に基づき、発電のみのバイオマス発電所もしくはバイオマスを混焼している発電所については補助金対象から外す(例外規定あり)としており、日本でも今後、熱利用を中心としたバイオマス利用を検討する必要があると考えられる。ただし、熱は遠方に運搬することが困難で、工業団地や大都市のような熱需要の大きな地域へ効率よく熱供給できないことが制約となるため、発電のように大規模な熱供給施設は建設しにくい。そのため、バイオマスの熱利用を推進することで、結果的にバイオマス持続可能性のリスクが低くなると考えられる。

引用文献

- (1) 資源エネルギー庁 (2024a) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置 法 情報公表用ウェブサイト、https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary (2024年8月1日最終閲覧)
- (2) Conservation North (2024) 『残存する森林の伐採』、https://conservationnorth.org/logging-what-left-japanese/ (2024年8月6日最終閲覧)
- (3) 資源エネルギー庁 (2024b) 『事業計画策定ガイドライン (バイオマス発電) 2024 年 4 月改定』、https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kait ori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf (2024 年 8 月 1 日最終閲覧)
- (4) 経済産業省 (2023a) 『第 88 回 調達価格等算定委員会資料 9』、https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/088_09_00.pdf (2024年8月6日最終閲覧)
- (5) 経済産業省(2023b) 『第 25 回バイオマス持続可能性ワーキンググループ 議事録』、https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/025.html (2024年8月6日最終閲覧)
- (6) 林野庁 (2024) 『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』、https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html (2024年8月6日最終閲覧)
- (7) 経済産業省 (2023c) 『第 27 回バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料 1』、https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/027.html (2024 年 8 月 1 日最終閲覧)
- (8) ロジャー・スミス、泊みゆき『米国南東部の木質ペレット生産による大気汚染が健康 に及ぼす影響』、木材情報 2023 年 2 月号
- (9) Land & Climate Review (2024) 『Drax's pellet mills violated environmental law 189 times in Canada』https://www.landclimate.org/drax-mills/(2024年8月25日最終閲覧)
- (10) バイオマス持続可能性ワーキンググループ (2024) 『FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値』、https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/lifecycleGHG_bio.pdf (2024年8月7日最終閲覧)
- (11) 国立環境研究所 (2024) 『日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2024 年』、htt ps://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/pi5dm3000010ina4-att/NID-JPN-2024-v3.6_J_gioweb.pdf (2024 年 8 月 20 日最終閲覧)
- (12) IPCC(2019) 『2019 Refinement to the 2006 IPCC Guidelines for National Gree nhouse Gas Inventories Vol. 4: Agriculture, Forestry and Other Land Uses』ht tps://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/public/2019rf/pdf/4_Volume4/19R_V4_Ch04_Fore st%20Land.pdf (2024年8月17日最終閲覧)
- (13) 経済産業省 (2021) 『第8回石炭火力検討ワーキンググループ資料3』、https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/sekitan_karyoku_wg/pdf/008_03_00.pdf (2024年8月20日最終閲覧)
- (14) 経済産業省(2023d)『第 59 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電

- 力・ガス基本政策小委員会資料 7』、https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/059_07_00.pdf (2024年8月20日最終閲覧)
- (15) 経済産業省 (2024) 『第 90 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会資料 3』、https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/090.html (2024 年 8 月 1 日最終閲覧)

キーワード: FIT、輸入バイオマス、木質ペレット

(連絡先: 泊みゆき nakamura-tomari-miyuki142@g.ecc.u-tokyo.ac.jp)

新設木造住宅着工の減少局面における国産建築用材の供給体制を考える

〇多田忠義 (農林水産省農林水産政策研究所)

1 背景と目的

日本国内における木材の主たる需要先は依然として木造住宅である。しかし、その新設着工戸数及び床面積は減少傾向にある。一方で、今後、木造住宅着工の更なる減少が見込まれることから、非住宅での木造建築物や木質化等の普及拡大による木材需要の創出が進んでいる。本報告は、こうした一連の動向により木材需給構造に変化が起きているとの認識に立ち、国産建築用材の供給体制に関する検討事項を考察する。

2 使用データ・方法

使用するデータは、木材需給報告書、木材需給表、建築物着工統計、建設資材・労働力 需要実態調査である。住宅、木造等の用語は、統計の定義に倣った。また、非住宅とは、 建築物着工統計における産業用建築物を指す。なお、本報告は筆者が公表された統計を用 いて考察したものであり、所属組織の公式見解ではない。

3 新設木造住宅着工の動向と建築用材供給の実態

(1) 新設木造住宅着工の動向

新設木造住宅着工戸数・床面積はいずれも 1990 年代半ば以降、減少傾向にある(図 1、図 2)。年変動を平準化するため、2009~2013 年度と 2019~2023 年度の 5 年合計値でそれぞれ比較すると、戸数ではほとんど変化が見られないものの(\blacktriangle 0.1%、 \blacktriangle 3,563 戸)、床面積では減少している(\blacktriangle 7.5%、 \blacktriangle 1,838 万㎡)。その要因は、木造の持家(注文住宅)の着工戸数が減少し、かつ、一戸あたりの床面積が縮小した一方、分譲一戸建(建売・売建住宅)が一戸あたりの床面積を変えずに、戸数が増加したためである(表 1)。

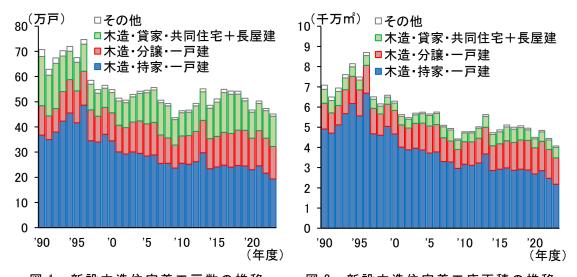


図 1 新設木造住宅着工戸数の推移 図 2 新設木造住宅着工床面積の推移

資料:国土交通省「住宅着工統計」より筆者作成(図1、2同じ)

	2009~13 年度の合計 【戸】	2019~23 年度の合計 【戸】	增減率 【%、%pt】	増減量 【戸】	2009~13 年度の合計 【㎡】	2019~23 年度の合計 【㎡】	增減率 【%、%pt】	増減量 【㎡】
木造住宅合計	2,411,557	2,407,994	-0.1	-3,563	246,400,139	228,018,502	-7.5	-18,381,637
持家·一戸建	1,303,920	1,130,121	-7.2	-173,799	161,501,432	130,690,331	-12.5	-30,811,101
分譲·一戸建	562,570	675,188	+4.7	112,618	57,648,428	69,530,556	+4.8	11,882,128
貸家·共同住宅 +長屋建	501,463	557,315	+2.3	55,852	23,649,128	24,175,647	+0.2	526,519
その他	43,604	45,370	+0.1	1,766	3,601,151	3,621,968	+0.0	20,817

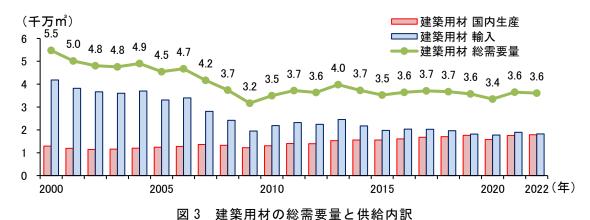
表 1 新設木造住宅着工の戸数・床面積比較

資料:図1に同じ

(2) 建築用材供給の実態

一般に、木造住宅では1㎡あたり0.2㎡の木製品(製材、合板等)が使用されているため、表1で示した床面積の減少量である1,838万㎡は、377万㎡の木製品需要減に相当する。製品歩留まりを50%とすれば、735万㎡(1年平均147万㎡)の建築用材向け丸太需要が、木造住宅の着工減や住宅規模の縮小によってなくなったとの試算が成り立つ。

しかし、国内の建築用材の需要量(=国内生産+輸入)は、多少の増減はあるものの、2010年代以降 3,600万㎡前後を維持し(図 3)、新設木造住宅着工戸数・床面積の減少による建築用材需要の減少は、統計上、顕在化していない。むしろ、国産の建築用材向け素材生産(供給)量は、2000年代以降、国産材針葉樹合板向けで増加し続けている一方、輸入された建築用材(丸太および製品)は減少し続けており、建築用材の供給バランスは輸入量の調整によって成り立っていることがわかる(図 3)。



資料:農林水産省「木材需給表」より筆者作成

(3) 非住宅向け建築用材需要量の推計

新設木造住宅は戸数、床面積、一戸あたりの大きさのいずれの規模も減少・縮小し続けている一方で、国内の建築用材需要量は過去 10 年超にわたり概ね一定である。このことは、新設木造住宅の建築用材需要減を非住宅建築物の需要増で埋め合わせていることを示す。しかし、木造と他の構造を組み合わせた新設非住宅建築物では木造以外が主要構造になりがちである一方、混構造における木造床面積は建築物着工統計で調査されておらず、

過半を占める床面積の構造を建築物の構造として計上するため、非住宅木造建築物の着工 床面積では、前述の考察を裏付ける数とならない(図4)。

ただし、国土交通省が数年おきに公表する建設資材の原単位に基づいて木材使用量を構 造別に試算すると、新設着工された非住宅建築物では、鉄骨(S)造、鉄筋コンクリート(RC) 造、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造で木材使用量が増加しつつある可能性が示される(図 5)。この原単位は、新築着工した建築物の一部を抽出して調査し、得られた建設資材ごと に単位面積あたりの資材使用量を推定した値である。この原単位の有効数字は2桁(小数 点第2位)であるため、これに新設非住宅着工建築物床面積を乗じて得られた木材使用量 の有効数字も2桁であり、試算値は概数である。それでも、新設着工された非住宅建築物 の木材使用量は、2000~2009年の原単位(平均値)で維持したときに比べて増加している (図 5)。木材使用量における製品歩留まりは、集成材や CLT の使用が多いことを踏まえ て 30%とすると、平均で年 32.5 万㎡増(2021 年度除く)、丸太換算で年 108 万㎡増とな り、木造住宅向けの需要減(丸太換算で147万㎡/年)を非住宅分野の木材利用拡大で埋め 合わせたとする推論と整合的である。

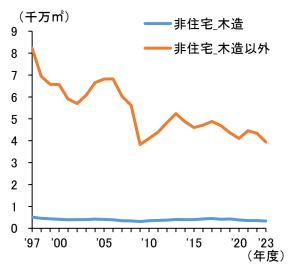


図 4 新設非住宅建築物着工床面積の推移 資料:国土交通省「建築物着工統計」より筆 資料:国土交通省「建築物着工統計」「建 者作成

(注) 非住宅とは、産業用建築物を指す。

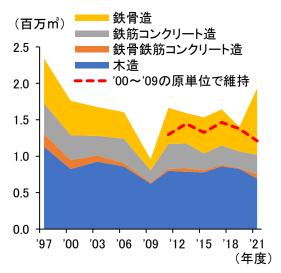


図 5 構造別木材使用量の試算値 設資材・労働力需要実態調査」より筆者作 成

4 3つの視点から考える今後の国産建築用材の供給体制

これまでの分析結果から、木造住宅向けの建築用材需要減を非住宅向けの需要増で埋め 合わせる状態が続いてきた。それでも、木造住宅向けの木材需要量は、全体の3割弱(年 5 千万㎡の新設木造住宅着工床面積、木造住宅における木材使用量 0.2 ㎡/㎡、製品歩留ま り 50%、丸太換算木材需要量 7 千万㎡で試算)を占める。残る需要先は、製紙が 3 割、燃 料が2割、その他住宅・非住宅向けが2割で、住宅着工戸数・床面積がピーク時であった 1990 年代の半数にまで落ち込んでもなお、木造住宅の木材需要に応える建築用材の供給体 制が構築されていると言える。

しかし、木造住宅の新設着工が注文住宅(持家)を中心に一段と減少し、非住宅の新設

建築物における木材使用が増加する傾向が続くと見込まれる。他方、環境対策、森林火災等による輸出国側の供給制約や輸入価格の上昇が年々意識される現状において、需給調整を輸入建築用材の増減のみに頼ることは難しくなるため、国産建築用材の供給体制は再編成せざるを得ないと考えられる。こうした認識に立ち、住宅部材の需要変化、非住宅建築物向け建築用材の特徴、世界の木材需要と輸出戦略の3つの視点から検討する。

(1) 住宅部材の寸法を踏まえた素材生産が需要確保に

木造の注文一戸建住宅は、過去 10 年間で約 10 ㎡狭くなり、分譲住宅の広さに近づいている(図 6)。これは、6 畳分に相当し、1 部屋減ったとも言える。世帯当たりの人数が減少し続けているためで、この傾向は続く見通しである。一方で、注文と分譲住宅の価格差は広がっている(図 7)。このことは、ほぼ同じ大きさの住宅であれば、価格競争力のある分譲住宅が選ばれやすい状況であり、住宅を「買う」時代に移りつつあると考えられる。

木造住宅を「買う」時代では、大手の注文住宅供給事業者は、分譲住宅事業も手掛け始めていることから独自仕様の木材を仕入れるため、また、ツーバイフォー(木造枠組壁)工法を採用する住宅供給事業者は国産材比率を急速に高めているため、一般的な造材寸法である 2m、4m のみならず、今後はツーバイフォー材 (2.4m 材など)で製品歩留まりの良い寸法の丸太需要が高まるであろう。すなわち、川中・川下の潜在的な需要を踏まえた素材生産により、丸太の収益最大化と強固な商流を構築する必要がある。

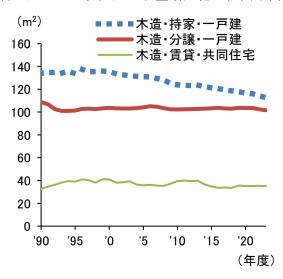


図6 新設木造住宅の 一戸当たり平均床面積

資料:図1に同じ

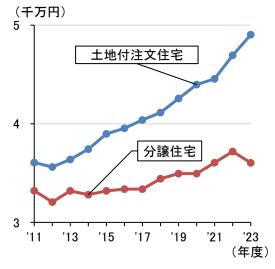


図7 注文・分譲住宅の購入価格 資料:住宅金融支援機構「フラット 35 利用 者調査」より筆者作成

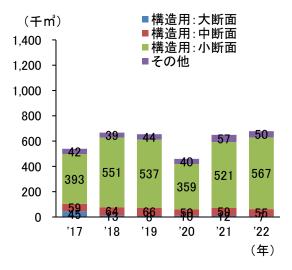
(注)図中の「分譲住宅」は、「建売住宅」 の数値を用いた。また、集計対象の一部に 木造以外の住宅価格も含まれる。

(2) 非住宅建築物向け建築用材の特徴

非住宅建築物で使用される木材は、その規模が大きくなるほど、大断面集成材や CLT (直行集成板) に依存しがちである。しかし、これらの原料であるラミナ (ひき板) は、木造

住宅で使用される製材品よりも加工工程が増えるため、素材価格が製材向けの中でも安価 になりがちで、国産ラミナを低コストで確保できる供給体制がますます必要である。

また、国内の集成材工場で生産される国産ラミナ原料の製品の多くは、構造用小断面(多くは住宅向けと推測)であり、構造用中断面は輸入ラミナに依存している(図 8、9)。このことは、現状の供給体制では、中大規模の非住宅建築物が国産材の需要代替先の受け皿になり得ないと言える。むしろ、木造住宅で使用されてきた一般流通材(製材品)を使用できる低層・中小規模の非住宅建築物向けに適した国産建築用材の供給体制も求められる。具体的には、建築物の規模に応じた量の確保と建築過程に応じた供給、一般流通材を利用できる設計の普及などが挙げられる。



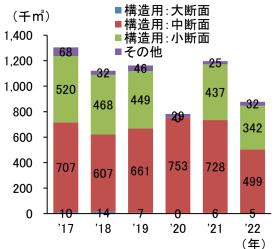


図 8 国内工場:国産ラミナ原料の集成材 生産量内訳

資料:農林水産省「木材需給報告書」より

図 9 国内工場:輸入ラミナ原料の集成材 生産量内訳

資料:図9に同じ

(注) 2020 年は、大断面と小断面の生産量は秘匿により非表示。

(3) 世界の木材需要と輸出戦略

筆者作成

国内の素材生産基盤を持続させつつ、建築用材の輸入量だけに頼らない需給調整を実現する方法は、国内における在庫量増加と輸出促進の2つが考えられる。在庫は経営戦略に関わるため、ここでは輸出に焦点を当てる。そもそも、世界で見れば人口増、都市化、生活水準の向上、木造建築の増加などを背景に、建築用材の需要も高まっている。そのため、国産材の輸出増は検討に値する。

ただし、輸出戦略を国産建築用材の供給体制に組み込むためには、輸出相手国でのマーケティング調査、需要開発、寸法対応など、乗り越えなければならない課題は多い。それでも、輸出は一朝一夕には成り立たないため、こうした課題への対処に継続して取り組むことが極めて重要である。

キーワード:建築用材、供給体制、木造住宅、非住宅建築物、木材利用

(連絡先:多田忠義 tadayoshi_tada300@maff.go.jp)

木造建築の普及に向けた環境評価・デジタル活用の取り組み

〇寺岡大輔・福田海里・ユジェルメラル (構造計画研究所)

1 はじめに

国内の CO_2 排出量の約1/3は住宅・建築物に係るものであり(日本建築学会、2024)、主な CO_2 排出量削減施策を建物の運用段階が占めている中、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現」、「施工段階における CO_2 排出量を2050年までに実質0」など様々な取り組みが行われている。

建築分野では、環境に配慮した建築として木造建築の需要拡大が期待され、木材を中大 規模建築にさらに活用する様々な挑戦がなされている。

しかしながら、現状、木造建築は住宅規模に留まり、木造技術者の不足、適用可能な金物等の製品がないこと、鉄骨造などの他の構造種別とのコストメリットなどの課題から、普及が進んでいない。

そのような課題に対して、構造計画研究所では、環境に配慮した建物としての木造建築の可能性の探求や木造建築の普及に向けたデジタル活用に取り組んでいる。本報では、黎明期にある中大規模木造建築について、挑戦中ではあるが、その取り組みを紹介したい。

2 環境配慮型建築に対する木材利用の取り組み

(1) LCCO₂評価

近年、環境問題への社会的関心は高まっており、建物の環境影響の評価として LCCO₂ (Life Cycle CO₂) が着目されている。運用時の CO_2 排出量 (オペレーショナルカーボン) は ZEB、 ZEH の普及により削減が進んでいるが、オペレーショナルカーボンと建設時の CO_2 排出量 (エンボディドカーボン) のトレードオフな関係を評価できないため、建設から解体まで の建築物の一生で排出される CO_2 の評価手法が広がっている。エンボディドカーボンの削減、炭素固定に寄与する建築材料として木質部材の活用が期待されている。

LCCO $_2$ の評価ツールは、国内では日本建築学会より出版されている「建物の LCA 指針」(以下、AIJ-LCA ツール)や一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター(IBECs)内に設置されたゼロカーボンビル(LCCO $_2$ ネットゼロ)推進会議より 2024 年 5 月に公開された「J-CAT」(IBECs、2024)が挙げられる。J-CAT は使用登録することで誰でも利用することができ、今後、国内の建築産業における標準的な LCCO $_2$ 算定ツールとして活用が期待されている。

LCCO $_2$ 評価の活用方法としては様々あるが、建物の環境性能の評価指標として CASBEE や LEED がある。国際認証制度である LEED は欧米を中心として普及が進み、国内においても 認知され始めている。そこでは持続可能性に配慮した地域の木材の利用や LCCO $_2$ について一定条件を満足することで加点されるケースがある。LEED は ISO14044 に準拠した評価を 実施する必要があるが、 $_3$ -CAT などは $_4$ CO $_2$ 排出原単位が国際規格に準拠していないため LEED には活用できない。そのため海外の評価ツールである「One Click LCA」(以下、OCL)を 国内でも利用する企業が増え始めている。

LCCO₂評価は主に建築資材の数量に各 資材の CO₂ 排出原単位を乗じて積み上 げる方法の性質上、CO2排出原単位の精 度が重要となる。ここで、林野庁「平成 27 年度 木材利用推進・省エネ省 CO2 実 証業務報告書」(林野庁、2016)におけ る低層オフィスモデル(図1、表1、表 2) を例に、国内規格である J-CAT と国 際規格である OCL を使用し、木造・鉄骨 (S) 造・鉄筋コンクリート (RC) 造の CO₂排出量を比較した。評価する段階は 製造段階(A1-A3)とし、部材数量は報 告書内に記載されているものを使用し た。原単位は、J-CAT は報告書内に記載 されたコードの AIJ-LCA 指針の原単位 を設定し、OCL は登録された原単位の中 で類似する規格を選定し設定した。

CO₂排出量の比較検討(図 2、表 3)より、以下の結果が得られた。

- ・どちらの評価手法においても木造建築の CO₂ 排出量は S 造・RC 造と比較して 40%以下となっている。木材利用による炭素貯蔵量もあるため、CO₂削減効果が高いことがわかる。
- ・木造では OCL は J-CAT に対して木材 の原単位が 20%小さく、全体では 9% 小さくなった。原材料の輸送などで 国内と海外の木材の原単位設定方法 で差異が生じている可能性がある。
- ・一方、S造では OCL は J-CAT に対して 鉄骨の原単位が 53%大きく、全体では 35%大きくなった。
- ・RC 造では評価方法によるコンクリートの原単位の差異が小さく、 CO_2 排出量はほぼ一致した。

上記より、木造建築による CO₂ 削減効果は高く、環境配慮建築として寄与できるものと考えられる。一方で、評価ツールによって評価方法が異なるため、異なる評価ツールを使用しての比較検



図1 建物パース

表 1 モデル建物概要

建物概要				
階数	地上3階、PH1階			
構造種別	木造/S 造/RC 造			
用途	事務所			
敷地面積	1, 000m ²			
建築面積	522m ²			
延床面積	1, 541m ²			
耐火性能	1 時間耐火			

表 2 部材数量一覧

			数量			
項目	部位等	木造	S造	RC造	単位	
基礎	基礎コンクリート:Fc24	793. 91	867. 20	952. 66	t	
躯体	鉄筋	40.39	44. 12	46. 75	t	
AL IT	型枠	10.31	11. 26		m3	
	柱	23. 37			m3	
	梁、桁	99.16			m3	
	ささら桁	4. 21			m3	
	土台	2. 29			m3	
	構造用合板24mm	118.77			m3	
	鉄骨		142. 79		t	
地上	デッキプレートEZ50		18.84		t	
躯体	デッキ上コンクリート		351.35		t	
	パラペットコンクリート		7.89		t	
	鉄筋		7. 85	91. 24	t	
	柱脚鉄筋		10.68		t	
	パラペット鉄筋		0.31		t	
	躯体コンクリート:Fc24	·		1545. 83	t	
	普通合板型枠			85. 23	m3	

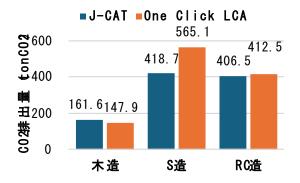


図 2 各評価手法による CO₂ 排出量の比較結果

	X O DINIMI AICO O OOZIMAE							
		J-CAT 原単位:AI						
項目	部位等	原単位	CO2 原単位	単位	木造	S造	RC造	
基礎	基礎コンクリート:Fc24	3. 1-01 コンクリート(ポルトラント゛) Fc24N/mm2	111. 45	kg-CO2/t	88. 5	96. 7	106. 2	
躯体	鉄筋	3. 4-01 鉄筋	653. 55	kg-CO2/t	26. 4	28.8	30.6	
AE PT	型枠	3. 2-01 型枠	444. 04	kg-C02/m3	4. 6	5. 0		
	柱	3. 5-02a 製材	122. 70	kg-C02/m3	2. 9			
	梁、桁	3. 5-02a 製材	122. 70	kg-C02/m3	12. 2			
	ささら桁	3.5-02a 製材		kg-C02/m3	0. 5			
	土台	3.5-02a 製材	122. 70	kg-C02/m3	0. 3			
	構造用合板24mm	3. 5-02b 合板	221.90	kg-C02/m3	26. 4			
	鉄骨	3. 3-01 鉄骨	1459. 10	kg-CO2/t		208.3		
地上	デッキプレートEZ50	3. 3-09 雑鉄骨	1459. 10	kg-CO2/t		27. 5		
躯体	デッキ上コンクリート	3. 1-01 コンクリート(ポルトラント゛) Fc24N/mm2	111. 45	kg-CO2/t		39. 2		
	パラペットコンクリート	3. 1-01 コンクリート(ポルトラント゛) Fc24N/mm2	111. 45	kg-CO2/t		0. 9		
	鉄筋	3. 4-01 鉄筋	653. 55	kg-CO2/t		5. 1	59.6	
	柱脚鉄筋	3. 4-01 鉄筋	653. 55	kg-CO2/t		7. 0		
	パラペット鉄筋	3.4-01 鉄筋	653. 55	kg-CO2/t		0. 2		
	躯体コンクリート:Fc24	3. 1-01 コンクリート(木゜ルトラント゛) Fc24N/mm2		kg-CO2/t			172. 3	
	普通合板型枠	3. 2-01 型枠	444. 04	kg-C02/m3			37.8	
				合計	161.6	418.7	406.5	

表 3 各評価手法による CO₂ 排出量

				,			
		One Click LCA 原单	单位:EN158	304			
項目	部位等	原単位	CO2 原単位	単位	木造	S造	RC造
基礎	基礎コンクリート: Fc24	Ready-mix concrete, normal strength, generic(JP)	119. 44	kg-CO2/t	94. 8	103.6	113.8
躯体	鉄筋	Reinforcement steel (rebar), A615(JP)	630.00	kg-CO2/t	25. 4	27.8	29. 5
기는 I주	型枠	Plywood from maritime pine, 11 mm(FR)	318. 80	kg-CO2/m3	3. 3	3. 6	
	柱	Softwood timber from pine, finger-jointed(NZ)	98. 11	kg-C02/m3	2. 3		
	梁、桁	Softwood timber from pine, finger-jointed(NZ)	98. 11	kg-C02/m3	9. 7		
	ささら桁	Softwood timber from pine, finger-jointed(NZ)	98. 11	kg-C02/m3	0.4		
	土台	Softwood timber from pine, finger-jointed(NZ)	98. 11	kg-C02/m3	0. 2		
	構造用合板24mm	Softwood timber from pine, finger-jointed(NZ)	98. 11	kg-C02/m3	11.7		
	鉄骨	Structural steel profiles, generic(JP)	2230.00	kg-CO2/t		318. 4	
地上	デッキプレートEZ50	Steel sheets, generic(JP)	3020.00	kg-CO2/t		56.9	
躯体	デッキ上コンクリート	Ready-mix concrete, normal strength, generic(JP)	119. 44	kg-CO2/t		42.0	
	パラペットコンクリート	Ready-mix concrete, normal strength, generic(JP)	119.44	kg-CO2/t		0.9	
	鉄筋	Reinforcement steel (rebar), A615(JP)	630.00	kg-CO2/t		4. 9	57. 5
	柱脚鉄筋	Reinforcement steel (rebar), A615(JP)	630.00	kg-CO2/t		6. 7	
	パラペット鉄筋	Reinforcement steel (rebar), A615(JP)	630.00	kg-CO2/t		0. 2	
	躯体コンクリート: Fc24	Ready-mix concrete, normal strength, generic(JP)	119.44	kg-CO2/t			184. 6
	普通合板型枠	Plywood from maritime pine, 11 mm(FR)	318.80	kg-CO2/m3			27. 2
				合計	147. 9	565.1	412.5

討はできないものであると示唆された。この差異をなくすため、今後、国内における国際 規格に準拠した EPD (環境製品宣言) を取得した資材の増加が望まれる。

木材利用のメリットにおける環境配慮性を定量化する指標として LCCO₂ の取り組みが広がりつつあるが、評価の活用方法や原単位の不足など需要面、技術面でも課題があると感じている。木造建築の提案などの際には、CO₂ 排出量などの環境配慮性を定量化するなどして木造の良さを示し、普及に向けて取り組んでいきたい。

(2) シェーディングデバイスの開発

都市の暑熱対策、脱炭素化(都市での木材利用)、新たな都市空間の創出に資するシェーディングシステムを、平成30年度文部科学省科学研究費補助金新学術領域研究(複合)に採択された「植物の力学的最適化戦略に基づくサステナブル構造システムの基盤創成」の一環として産学連携で開発した(ユジュル メラルら、2023)。建材としては不利に扱われる木材の反りを活用した、温度と湿度の変化に応じてゼロエネルギーで動く持続可能なシェーディングデバイスである(図3)。湿度の低い昼間に開くことで直射日光を遮り、湿度の高い朝・夜間に閉じることで放射による夜間冷房を促進する。可動機構は湿度、温度に応じて変化する収縮率の違う木質材料を組み合わせたバイレイヤーによって実現した。今

後、環境配慮建築への対策とし てファサードなどでの利用を想 定している。

3 木造建築の普及に向けた デジタル活用

(1) 木造 BIM モデルの活用

建築技術者不足の昨今、デジ タル技術の活用が必要不可欠と なっている。そこで最も注目さ れているのは、BIM(ビルディン グ・インフォメーション・モデ リング)である。BIMは3Dモデ ルに建築情報 DB が付与されて おり、建築にまつわる情報を関 係者に流通させる媒体として活 用できる。木造建築の在来軸組 工法は、従来、工期の短い住宅 向けの工法として広く活用され てきた。その工期の短さに起因 して BIM モデルの活用シーンが 少なく、RC 造や S 造に比べて BIM モデルの木造利用は遅れて いる(図4)(国土交通省、2023)。

しかし、我々は昨今の非住宅 中大規模木造建築物の工事規模 拡大に伴い、今後、木造 BIM モ デルの活用による業務生産性向 上の可能性も高まってくると考

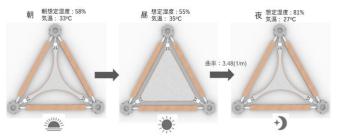


図3 シェーディングデバイスの概要

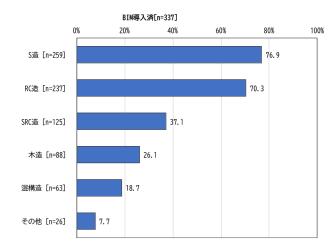


図 4 BIM を活用する建築物の構造種別

資料:建築分野における BIM の活用・普及状況の実態 調査(令和4年12月 国土交通省)



図5 平成学園ひまわり幼稚園木造 BIM モデル

えている。そこで、平成学園ひまわり幼稚園 (令和3年度サステナブル建築物等先導事業) (木を活かす建築推進協議会事例報告会、2021)において作成した木造 BIM モデルを使い、 実業務で今後期待される木造 BIM モデルの利用効果と利用拡大における課題について、検討を行った (図5)。

利用効果としては、以下の二点が挙げられた。①コミュニケーションが 2D の図面から 3D に変わることによる建築主へのプレゼンテーション訴求力の向上②木造特有の製作金 物を利用した仕口同士の取り合いなどの設計・施工情報を細かく共有できることによる設計・施工作業の手戻り防止。

一方で課題としては、木造 BIM テンプレートなどがまだ整備されていないため、木造 BIM モデルの作成にかなりの時間を要してしまう点と、プレカット CAD などへのデータ連携が不完全であるため、データ作成に関して二度手間が発生している点が挙げられる。

課題の解決のためには、BIM テンプレート整備や自動化プログラムの実装などにより、 木造 BIM モデル作成の効率化を図る必要がある。また、連携フォーマットの更なる利活用 による、プレカット CAD などとのデータ整合性向上も必要であると考えられる。

(2) 環境シミュレーションの活用

建築物の環境性能を評価するとき、炭素を固定化する木材などの材料選択だけではなく、 運用段階でのその材料の環境性能確認も必要である。環境シミュレーションを用いて、開 口部や材料の断熱性能などを建物の冷暖房、照明負荷などの分析に反映しエネルギー消費 量、エネルギーコストの削減を目指す。

上記の木造 BIM モデルに必要な情報を追加で付与することによって、環境シミュレーションを計画の初期段階でスピーディに行うことが可能となり、更に木造を推進できると考えられる。

4 まとめ

本報では、LCCO₂評価やシェーディングデバイスの活用など、新たな視点による環境に配慮した建物としての木造建築の可能性の探求事例を提示した。また、木造 BIM モデル+環境シミュレーションなどによるデジタル技術の活用が、木造の技術者不足のような課題の解決と環境評価による木造推進を両立させられる可能性があることも示唆した。

謝辞

本報の調査・研究実施に当たり、ご協力くださった関係者の皆様に深く御礼申し上げる。

引用文献

- (1) 日本建築学会(2024) 『建物のLCA 指針-温暖化・資源消費・廃棄物対策のための評価ツール-改訂版』、179 頁
- (2) IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター (2024) 『建築物ホールライフカーボン算定ツール (J-CAT) 』https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/jcat/ (2024年9月5日最終閲覧)
- (3) 林野庁(2016) 『平成27年度 木材利用推進・省エネ省CO2実証業務報告書』
- (4) YUCEL Meral・杉山淳司・五十田博・松尾美幸・陳碩也・李 瑞 (2023) 植物の特性をいかした実物大プロトタイプの設計・製作・実験、『日本建築学会大会学術講演梗概集』
- (5) 国土交通省(2023)『建築分野における BIM の活用・普及状況の実態調査』
- (6) 木を活かす建築推進協議会 (2021) 『中大規模木造普及シンポジウム事例報告会 光・風・木と遊ぶプロジェクト』 http://www.sendo-shien.jp/03/casepresentation/pdf/r03_7.pdf (2024年9月5日最終閲覧)

キーワード: LCCO2、木材利用、木造 BIM、環境シミュレーション

(連絡先:寺岡大輔 Daisuke-teraoka@kke.co.jp)

木材利用システム研究会 活動の紹介

当会の定期的活動である、これまでの月例研究会(基本的に月1回開催)の内容をご紹介します。 51ページ以降に各回の講演要旨を掲載いたしました(表中の★はオンライン開催を示す)。 2010年12月~2024年7月の講演内容や録画は、当会Webの会員専用ページをご参照ください。

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
2010年12月6日	尾張敏章(東京大学)
第1回月例研究会	「林産物マーケティングについて」
2011年1月21日	相川高信(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
第2回月例研究会	「欧州の林業・木材産業における人材育成の考え方」
2月9日	百瀬春彦(株式会社住友林業フォレストサービス)
第3回月例研究会	「国産材流通について」
4月21日	井上雅文(東京大学)
第4回月例研究会	「東日本大震災における木材利用、木材産業の役割」
5月26日	古川大輔(株式会社 トビムシ)
第5回月例研究会	「木材マーケティングの理論と実際」
6月23日	伊神裕司(森林総合研究所)
第6回月例研究会	「国産材資源の変化と製材技術」
7月14日 第7回月例研究会	尾張敏章(東京大学) 「林産物マーケティング研究の最新動向:IUFRO & UNECE/FAO 国際会議 より」
8月22日	古俣寛隆(北海道立総合研究機構)
第8回月例研究会	「木材工業における経営分析の手法と実際」
9月21日第9回拡大研究会	第 1 回総会 「産官学の相互理解と協働による木材需要拡大を目指して」
10月27日	青井秀樹(林野庁木材産業課)
第10回月例研究会	「公共建築物の木造化と マーケティング」
11月24日	小林靖尚(株式会社 アルファフォーラム)
第11回月例研究会	「プレカットの現状と期待」
12月15日	高橋富雄(東京大学)
第12回月例研究会	「木質建材の二次加工技術と建材業界の将来像」
2012年1月19日	野田英志(森林総合研究所)
第13回月例研究会	「林業セクターの将来 一新しい素材供給体制づくり―」
2月16日	赤堀楠雄(林材ライター)
第14回月例研究会	「林業生産の現状と木材利用」
3月14日	ワークショップ
第15回月例研究会	「木材産業が地域活性化に果たす役割」
4月12日第16回月例研究会	皆川芳嗣(林野庁) 服部浩治(林野庁) 「HWP(伐採木材製品)による地球環境貢献」
5月24日	大住政寛(PE アジア株式会社)
第17回月例研究会	「木材利用の地球環境貢献 II(LCA)」
6月13日	東京会場:大建工業株式会社
6月30日	大阪会場:株式会社 久我 「木材産業 under30 研修会 2012
WBC	君の熱い思いで木材産業をイノベーションしよう!」

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
7月19日	久保山裕史(森林総合研究所)
第18回月例研究会	「木材利用の地球環境貢献Ⅲ(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)」
9月19日第19回月例研究会	第2回総会・講演会・第1回研究発表会
10月25日第20回月例研究会	森川正文(OY FINLAND LAMINATED TIMBER 社) 「フィンランドでの製材・合板・集成材事業の経験から日本の木材産業を考 察」
11月22日	林雅文(株式会社 伊万里木材市場)
第21回月例研究会	「国産材が国際競争力を持つためのサプライチェーンマネージメント」
12月20日	立花敏(筑波大学)
第22回月例研究会	「日本の木材需給・流通とその方向性」
2013年1月31日 第23回月例研究会	渕上和之(林野庁) 「木材産業関連施策の動向」 秋野卓生(匠法律事務所) 「地域工務店グループのチャンス」
2月21日	加古貴一郎(国土交通省)
第24回月例研究会	「木造住宅等の振興施策について」
3月18日	前田由紀夫(株式会社 円昭)
第25回月例研究会	「不動産市場から考える木造住宅の担い手と住まい手の現状」
4月18日	佐川広興(株式会社 協和木材)
第26回月例研究会	「国産材製材の現状と課題」
5月17日 5月25日 WBC	佐賀会場:株式会社伊万里木材市場 茨城会場:丸宇木材市売株式会社 「木材産業 under30 研修会 2013 君の熱い思いで木材産業をイノベーションしよう!」
6月20日	中島浩一郎(銘建工業株式会社)
第27回月例研究会	「木材利用拡大のシナリオと課題」
7月18日	豆原直行(院庄林業株式会社)
第28回月例研究会	「これからの国産材の展望について」
9月20日第29回拡大研究会	第3回総会・講演会・第2回研究発表会
10月24日 第30回月例研究会	神谷文夫(セイホク株式会社) 「木材輸出の課題と展望 〜中国における木造建築と日本産木材の売り込み〜」
11月21日 第31回月例研究会	井谷圭吾(ナイス株式会社) 「木材輸出における取り組み」 邱 祚春(越井木材工業株式会社) 「中国市場における木製外構材の可能性」
12月20日	麓 英彦(カナダ林産業審議会(COFI))
第32回月例研究会	「輸出による木材需要拡大の可能性」
2014年1月23日 第33回月例研究会	飛山龍一(林野庁) 「木材産業関連施策の動向」 津高 守(九州旅客鉄道株式会社) 「JR九州の木材利用の取り組み〜地域を元気にするために〜」
2月20日	浅田茂裕(埼玉大学)
第34回月例研究会	「『木育』〜子育て世代に向けた木材利用推進のヒント〜」

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
3月18日 第35回月例研究会	井出政次(長野県林務部信州の木振興課)、井上雅文(東京大学)、伊神裕司 (森林総合研究所)、吉田孝久(長野県林業センター)、古俣寛隆(北海道立 総合研究機構林産試験場)、坪内克己(大建工業株式会社)、渕上佑樹(京都 府温暖化防止センター)、仲村匡司(京都大学)、松本寿弘(信州木材認証製 品センター)、鈴木信哉(中部森林管理局) 「無垢フローリングの製造技術とマーケティング ~アカマツ、広葉樹等の地域材活用に向けて~」
4月24日	今村祐嗣(京都大学)
第36回月例研究会	「千年の木は、千年もつか?」
5月15日 WBC under 30	長沼 隆(岐阜県県産材流通課)、後藤栄一郎(後藤木材株式会社)、井上雅文(東京大学)、久保山裕史(森林総合研究所)、富田守泰(岐阜県立森林文化アカデミー)、辻充 孝(岐阜県立森林文化アカデミー)「君の熱い思いで木材産業をイノベーションしよう! ~木材産業 under30 研修会 2014 at 岐阜県立森林文化アカデミー~」
5月22日 WBC over 50	井上雅文(東京大学)、菅原章文(株式会社 三菱総合研究所)、小林靖尚(株式会社 アルファフォーラム) 「次世代に向けた革新的な発想と行動を考えよう! ~2020 オリンピックに向けた木材利用チャンスを考える~」
6月19日	長谷川香織(住友林業株式会社)
第37回月例研究会	「国産材安定供給に向けた企業(有林)の取り組み」
7月24日	東泉清寿(株式会社 トーセン)
第38回月例研究会	「国捨てないポリシー 〜国産材安定供給に向けた取り組み〜」
9月24日 第39回拡大研究会	第4回総会・講演会・第3回研究発表会
10月23日	ルイージ・フェノキアーロ (オーストリア大使館)
第40回月例研究会	「オーストリアにおける木質バイオマス利用の現状について」
11月20日	小川直也(株式会社 アミタ環境認証研究所)
第41回月例研究会	「森林認証と世界と日本」
12月25日	後藤栄一郎(後藤木材株式会社)
第42回月例研究会	「地域密着型木材会社のマーケティング戦略」
2015年1月22日	堀川保幸(株式会社 中国木材)
第43回月例研究会	「中国木材のチャレンジ 変化に対応し製材から発電まで事業領域を拡大」
2月19日	矢野浩之(京都大学)
第44回月例研究会	「セルロースナノファイバーの研究開発最前線と将来展望」
3月19日	多田千尋(東京おもちゃ美術館)
第45回月例研究会	「東京おもちゃ美術館によるウッドスタートの試みと木材利用」
4月23日	市川和芳(一般財団法人 電力中央研究所エネルギー技術研究所)
第46回月例研究会	「バイオマス発電技術の動向と課題」
5月26日 WBC under 30	愛知会場(兼房株式会社) 西尾 悟(兼房株式会社研究開発部)、伊神裕司(森林総合研究所)、井上雅文(東京大学)、久保山裕史(森林総合研究所) 「君の熱い思いで木材産業をイノベーションしよう! 木材産業 under30 研修会 2015」
6月4日 WBC over 50	東京会場(株式会社三菱総合研究所) 高田克彦(秋田県立大学)、菅原章文((株)三菱総合研究所)、久保山裕史 (森林総合研究所) 「「木材 ∩ エネルギー」で起業促進を考える:セミナーとワークショップ」

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
6月25日 第47回月例研究会	秋野卓生、森田桂一(弁護士法人 匠総合法律事務所) 「木質バイオマス発電所運営と再生可能エネルギー特措法(FIT法)に潜む 法的リスク」
7月23日	安藤範親(株式会社 農林中金総合研究所)
第48回月例研究会	「未利用バイオマス供給の実態とその拡大に向けた課題」
9月18日第49回拡大研究会	第5回総会・講演会・第4回研究発表会
10月22日 第50回月例研究会	田中秀幸(株式会社大井製作所 代表取締役社長) 「国産材製材工場に向けた機械開発や取組」 菊川厚(キクカワエンタープライズ株式会社 代表取締役社長) 「木材加工機械開発の現状と取組〜日本木工機械展より〜」
10月30日 WBC-東海 第1回講演会	愛知会場(兼房株式会社) 高橋富雄(東京大学)山崎真理子(名古屋大学)、井上雅文(東京大学)
11月19日	北大路康信(ポラテック株式会社 専務取締役)
第51回月例研究会	「プレカット業界と国産材について」
12月24日	樋口公人(公益社団法人国際人材革新機構 代表理事)
第52回月例研究会	「外国人技能実習制度~活用、課題、将来展望~」
2016年1月21日	井上篤博(セイホク株式会社 代表取締役社長)
第53回月例研究会	「木材産業の将来展望」
2月18日 第54回月例研究会	中林昌人(優良ストック住宅推進協議会事務局 事務局長)「スムストックの取組みからみる中古住宅市場の現状と課題」
3月16日	〜木材利用ポイント制度の効果検証と課題抽出〜
第55回月例研究会	安藤範親(株式会社農林中金総合研究所)、佐藤淳(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)、志賀薫(森林総合研究所)、青井秀樹(森林総合研究所)、伊藤幸男(岩手大学)、立花敏(筑波大学)
4月21日	上河潔(日本製紙連合会)
第56回月例研究会	「製紙業界の海外・国内資源の開発・利用動向」
5月26日	中野光(遠野興産株式会社)
第57回月例研究会	「木材のカスケード利用について」
6月3日 WBC-東海 第2回講演会	三重会場(大建工業株式会社三重工場) 藤井佳久(京都大学)
6月17日	千葉会場(飛島建設株式会社技術研究所)
WBC under 30	沼田淳紀(飛島建設株式会社)、伊神裕司(森林総合研究所)、井上雅文(東京大学)、久保山裕史(森林総合研究所)
7月21日	高橋早弓(ノースジャパン素材流通協同組合)
第58回月例研究会	「国産材の安定供給 ~NJ素流協の取り組み~」
9月16日 第59回拡大研究会	第6回総会・講演会・第5回研究発表会
10月20日第60回月例研究会	岡崎新太郎(三菱地所レジデンス株式会社) 見立坂大輔(三菱地所株式会社) 「グループの森林 CSV 〜研修施設、ビル事業、注文住宅、分譲マンション での木材利用〜」
11月17日	牛場正人(鈴工株式会社)
第61回月例研究会	「CLT 製造設備に関する取組み及び欧州 CLT プレカットライン共通フォーマットについて」

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
12月15日	大村和香子(森林総合研究所)
第62回月例研究会	「多様化する木質材料の『使用環境』と『耐久性』を考える」
1月20日	四ノ宮尚典(Stora Enso B&L ジャパン株式会社)
第63回月例研究会	「2017 年世界木材市場の変化と非住宅木造建築物普及への期待」
2月16日 第64回月例研究会	内田敏博(林野庁林政部) 「合法伐採木材の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の仕組みと運用の方向について」 澤田知世(大建工業株式会社) 「合法伐採木材法への対応について」
3月24日	中村勉(建築家・ものつくり大学名誉教授)
第65回月例研究会	「低炭素社会へ向けた木の建築づくりと改正省エネ義務化に向けて」
4月13日	青井秀樹(森林総合研究所)
第66回月例研究会	「マテリアル用国内広葉樹の需給実態と増産に向けた課題」
5月11日	稲本正(オークヴィレッジ株式会社会長、正プラス株式会社代表取締役)
第67回月例研究会	「国産広葉樹の活用について 宇宙・地球・森・人間・アロマ・原子を結ぶ」
6月8日	東京会場(木材・合板博物館)
WBC under 30	松原洸(株式会社 J-ケミカル)、伊神裕司(森林総合研究所)、井上雅文(東京大学)、久保山裕史(森林総合研究所)
7月7日	岐阜会場(セブン工業株式会社 資材物流センター、美濃加茂工場)
WBC-東海	大野英輔(中国木材株式会社)
第3回講演会	高井峰好(岐阜県)
7月13日	村田功二(京都大学大学院農学研究科 講師)
第68回月例研究会	「国産早生広葉樹活用の可能性」
9月14日 第69回拡大研究会	第7回総会・講演会・第6回研究発表会
10月19日	福沢大五郎(阪和興業株式会社)
第70回月例研究会	「再生可能エネルギー固定買取制度と輸入バイオマス燃料」
11月16日	岡田広行(住友林業株式会社)
第71回月例研究会	「ICT を活用した国産材 SCM システムについて」
12月14日	鈴木憲(伊藤忠商事株式会社)、関野博司(伊藤忠建材株式会社)
第72回月例研究会	「木材流通(輸入)における商社の役割と展望」
2018年1月26日	速水享(速水林業)
第73回月例研究会	「日本林業の現状と課題」
2月15日	小野泰宏(東京大学工学系研究科)
第74回月例研究会	「森林ファンドの世界的潮流と将来展望」
3月22日	柿澤宏昭(北海道大学)
第75回月例研究会	「持続的な森林管理・林業を支える人材」
4月26日	安井昇(桜設計集団一級建築士事務所)
第76回月例研究会	「防耐火法令からみた木造建築の現状とこれから」
5月24日	原田寿郎(森林総合研究所)
第77回月例研究会	「近年の木造防耐火技術の開発動向」
6月30日	大阪会場(日本ノボパン工業株式会社 本社・堺工場、ホテル・アゴーラ リージェンシー堺)
WBC under 30	山本拓(日本ノボパン工業株式会社)、井上雅文(東京大学)、長坂健司(東京大学)、岩永青史(森林総合研究所)

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
7月19日	松川恵美(株式会社 QUICK ESG 研究所)
第78回月例研究会	「ESG の課題から考える企業の持続的成長戦略」
9月26日第79回拡大研究会	第8回総会・講演会・第7回研究発表会
10月23日第80回月例研究会	井上幹博(日本木材輸出振興協会) 「木材輸出の現状と課題」
11月15日	スコット・アンダーソン(APA エンジニアード・ウッド協会)
第81回月例研究会	「カナダ産 OSB の紹介と事例」
12月20日	前田一(JKホールディングス(株))
第82回月例研究会	「木材輸出入における建材流通の取り組み」
2019年1月31日	川井秀一(京都大学)
第83回月例研究会	「森林産業の構築に向けて 一日本の林業を経営するのは誰か?一」
2月28日	中嶋一郎(住友林業株式会社)
第84回月例研究会	「環境木化都市の実現に向けて <w350計画>」</w350計画>
3月28日	長谷川泰治(株式会社長谷川萬治商店)
第85回月例研究会	「木材加工業での生産革新 〜セル生産、IoT 改善、そして〜」
4月25日	恒次祐子(東京大学)
第86回月例研究会	「木材利用と地球環境 〜伐採木材製品をめぐる動向〜」
5月23日	泊みゆき(NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク)
第87回月例研究会	「地球環境に貢献する木質バイオマス利用の在り方」
6月15日	千葉会場(タマホーム株式会社 我孫子店)
WBC Under 30	竹下俊一、谷口猛、小林典彦、北島麻衣(タマホーム株式会社)、井上雅文(東京大学)、長坂健司(東京大学)、岩永青史(森林総合研究所)
7月25日	岡田直次(日刊木材新聞社)
第88回月例研究会	「木材産業の行方 ―「潮流」から読み解く―」
9月12日第89回拡大研究会	第9回総会・講演会・第8回研究発表会
10月24日	宮藤久士(京都府立大学大学院生命環境科学研究科)
第90回月例研究会	「木材の化学加工の最新動向」
11月14日	磯貝明(東京大学大学院農学生命科学研究科)
第91回月例研究会	「セルロースナノファイバーの最新技術と課題」
12月12日	山田竜彦(森林総合研究所)
第92回月例研究会	「改質リグニン開発の最先端」
2020年1月23日 第93回月例研究会	10 周年記念シンポジウム 「SDGs 時代の木材産業」SDGs への貢献と ESG 課題への対応 井上雅文(東京大学)、大谷篤志(積水ハウス株式会社)、渡辺千尋(前田建 設工業株式会社)、田中秀和(大建工業株式会社)、加藤拓(株式会社マルホ ン) 笹谷秀光(社会情報大学院大学客員教授) 「SDGs 経営の最前線」 末松広行(農林水産事務次官)、服部浩治(林野庁木材産業課) 「農林水産省による SDGs の取組み」
2月27日	青木 謙治 氏(東京大学)
第94回月例研究会	「新しい木質材料 "MPP(Mass Plywood Panel)"の可能性」
※新型コロナウイルス原	蔡染症の拡大により、第 95~98 回月例研究会は延期

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
★7月16日 第99回月例研究会	特別企画 「新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックが木材産業へ及ぼす影響」 岩瀬光穂(日刊木材新聞社)、安藤範親、多田忠義(農林中金総合研究所)、 山本拓(日本ノボパン工業株式会社)、青木慶一郎(JK ホールディングス株 式会社)、熊川佳伸(住友林業株式会社)、丸山喜一郎(タマホーム株式会社)、 今井信之(大建工業株式会社)、小林靖尚(株式会社アルファフォーラム)
★9月18日	第10回総会・第9回研究発表会
★10月15日 第96回月例研究会	谷田貝光克(東京大学名誉教授) 「快適環境づくりに木の香り―アロマビジネスへの展開に向けて―」
★11月26日 第97回月例研究会	伊香賀俊治(慶應義塾大学) 「幼児から高齢者までの健康に資する暖かな木の住まい 〜住環境が脳・循環器・呼吸器・運動器に及ぼす影響に関する調査から〜」
★12月17日 第98回月例研究会	仲村匡司(京都大学) 「木材の「見え」と木質内装~木材と人の関係を科学する~」
★2021年1月21日 第100回月例研究会	松原稔(りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員責任投資部長) 「木材産業と ESG 投資〜開示・対話への期待〜」
★2月18日 第101回月例研究会	特別企画 「新型コロナウイルス(COVID-19)パンデミックが木材産業へ及ぼす影響第2弾:木材サプライチェーンの観点から」安藤範親、多田忠義(農林中金総合研究所)、熊川佳伸(住友林業株式会社)、小林典彦(タマホーム株式会社)、今井信之(大建工業株式会社)、片桐伸一郎(JKホールディングス株式会社)、松永憲明(院庄林業)、山本拓(日本ノボパン工業株式会社)、長坂健司(東京大学)
★3月25日 第95回月例研究会	若杉浩一(武蔵野美術大学教授) 「『つなぐデザイン』ー地域と社会と企業をつなぐデザインの意味と事例性ー」
★4月8日 第102回月例研究会	射本康夫((一財)日本繊維製品品質技術センター 神戸試験センター) 「抗菌・抗ウイルスの考え方と評価技術について」
★5月13日 第103回月例研究会	由良 武志(凸版印刷(株)) 「抗ウイルス・抗菌機能を有する建材向けシート製品等の開発動向」
★6月10日 第105回月例研究会	緊急開催 「ウッドショック:その実態と木材関連産業への影響」 安藤範親、多田忠義(農林中金総合研究所)、宮代博幸((一社)木と住まい 研究協会)、待鳥匠(FLT 三重)、幡建樹(東京大学)
★7月8日 第105回月例研究会	奥川洋平、海老澤渉(三菱地所株式会社) 「デベロッパーによる新たな木材供給システム構築への取組み 〜MEC Industry 設立の経緯と事業内容を中心に〜」
★9月17日 第106回拡大研究会	第 11 回総会・第 10 回研究発表会・パネルディスカッション
★10月14日 第107回月例研究会	新村和也(さつまファインウッド株式会社) 「国産材ツーバイフォー生産の取組」 相澤貴宏(藤寿産業株式会社) 国産材を活用した集成材や耐火木材生産の取組
★11月11日 第108回月例研究会	山辺豊彦(有限会社山辺構造設計事務所) 「地域産材を活用した中大規模木造建築物の構造設計」

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
★12月9日 第109回月例研究会	ウッドショック:その現状と展望 ①報告 I 安藤範親、多田忠義(農林中金総合研究所) 「ウッドショックと木材流通の今後の見通し」 ②報告 I 鈴木信哉(ノースジャパン素材流通協同組合) 「ウッドショックの実態と今後の見通し」 ③総合討論 モデレーター:幡建樹(東京大学)
★2022年1月19日	有馬孝禮(東京大学名誉教授)
第110回月例研究会	「木材利用の持続可能性とは〜炭素の流れとカスケード利用〜」
★2月10日	川島裕(林野庁)
第111回月例研究会	「COP26 における森林関連分野の動き〜市場メカニズムと透明性枠組みを中心に〜」
★3月10日 第112回月例研究会	高橋義則、木俣知大(日本ウッドデザイン協会) 「ウッドデザイン賞のこれまでとこれから 〜木を活かした社会構造への転換に向けて〜」
★4月14日	荻田竜史(みずほリサーチ&テクノロジーズ)
第113回月例研究会	「J-クレジット制度と森林吸収クレジットについて」
★5月26日	龍原哲(東京大学)
第114回月例研究会	「カーボン・オフセットにおける森林プロジェクトの課題と展望」
6月8日	京都会場(積水ハウス株式会社 総合住宅研究所)
WBC Under 30	東田豊彦・廣瀬輝・八木隆史・大谷篤志(積水ハウス株式会社)、井上雅文(東京大学)、長坂健司(東京大学)、久保山裕史(森林総合研究所)
★7月14日	安藤範親・多田忠義(農林中金総合研究所)
第115回月例研究会	「ウッドショック及びロシアのウクライナ侵攻による木材産業への影響に関する基礎情報の整理」
9月16日 第116回拡大研究会	第 12 回総会・第 11 回研究発表会・講演会
★10月6日	前 真之(東京大学)
第117回月例研究会	「エコハウスの新常識〜冬暖かく夏涼しく電気代も安心な家を全ての人に〜」
★11月24日	小山 貴史(エコワークス株式会社)
第118回月例研究会	脱炭素社会に向けた地域の木造住宅供給 ~ZEH から LCCM 住宅へ~
★12月8日 第119回月例研究会	ウッドショック:激動する世界の木材市場にどう立ち向かうのか? 〜統計データ分析と企業・行政の対応から今後を展望する〜 ①「木材産業を取り巻く環境と当面の課題認識」 安藤範親、多田忠義(農林中金総合研究所) ②企業からの情報提供 ③林野庁からの情報提供 ④総合討論 モデレーター 幡建樹(東京大学)
★2023年1月26日 第120回月例研究会	三鍋 伊佐雄(一般社団法人 N-WOOD 国産木材流通機構 代表理事) 国産丸太の安定供給・林業産業化に向けて 〜施業面積の拡大化を図るひとつの試み〜
★2月9日 第121回月例研究会	長岡 達己(国土交通省住宅局木造住宅振興室 課長補佐) 脱炭素社会に向けた住宅と建築物に関する行政の施策 〜建築基準法の改正等について〜
★3月9日 第122回月例研究会	白鳥 芳洋(みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局) 都市における木材利用の到達点 〜みなとモデルの取組から見えたもの〜

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
4月24~25日	岡山会場(院庄林業株式会社)
WBC Under 30	松永憲明·吉井聖裕(院庄林業株式会社)、井上雅文·幡建樹·長坂健司(東京大学)、大谷忠(東京学芸大学)
★5月11日	久保山裕史(森林総合研究所林業経営·政策研究領域 領域長)
第123回月例研究会	木質バイオマス利用の論点
★6月8日	相川高信(自然エネルギー財団 上級研究員)
第124回月例研究会	木質バイオマス発電:FIT 開始からの 10 年を検証
★7月13日	壱岐 英(ENEOS 株式会社 中央技術研究所技術戦略室 主幹)
第125回月例研究会	木質バイオ燃料:木質バイオマス由来液体燃料の動向と将来展望
9月14日 第126回拡大研究会	第 13 回総会・第 12 回研究発表会・講演会
★10月12日	堀江隆一(CSR デザイン環境投資顧問)
第127回月例研究会	建設・不動産セクターにおける ESG 投資とサステナブル情報開示
★11月9日	依田 明史(三井ホーム株式会社)
第128回月例研究会	脱炭素社会の実現に向けた木造マンション MOXCION への挑戦
★12月14日	藤野戸 孝史 (株式会社三井住友銀行)
第129回月例研究会	中高層木造建築物に対する融資の現状と課題
2024年1月25日 第130回月例研究会	演題: サステナブル経営と木造建築(パネルディスカッション) 窪崎小巻(前田建設工業株式会社)、小林道和(株式会社竹中工務店)、高橋 宏治(住友林業株式会社)、依田明史(三井ホーム株式会社)、藤野戸孝史(株 式会社三井住友銀行)
★2月8日	川原聡(農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基準認証室規格専門官)
第131回月例研究会	林産物JASの概要と今後の方向性について
★3月7日	田口浩継(熊本大学)
第132回月例研究会	木育の成果と STEAM 教育への展望
4月24日 WBC Under 30	東京会場(木材・合板博物館、JK ホールディングス) 青木慶一郎(JK ホールディングス株式会社)、佐藤雅俊(木材・合板博物館 館長)、淡中克己(物林株式会社)、井上雅文・長坂健司(東京大学)、杉山 真樹(森林総合研究所)
★5月9日 第133回月例研究会	森田一行(日本特用林産振興会専務理事) 信頼される木材を目指して〜我が国の違法伐採対策の経緯と現状〜 上田 茂(株式会社ウッドワン) 事例紹介:植林から木材加工までの一貫生産体制を基盤としたクリーンウッド 法への対応
★6月13日	鮫島弘光(地球環境戦略研究機関:IGES)
第134回月例研究会	EUDR の概要と体制構築、対 EU 輸出国の対応
★7月11日	槌本敬大(建築研究所材料研究グループ長)
第135回月例研究会	木造建築と災害
9月12日 第136回拡大研究会	第 14 回総会・第 13 回研究発表会・講演会

今後の開催予定日は以下の通りです。

いずれもオンライン開催を予定しております。

研究会開催日	講演者と講演タイトル(敬称略)
★10月10日	宿谷 肇(日本パレット協会専務理事)
第137回月例研究会	木製パレットと木材物流の現状と展望
★11月14日	加藤 洋(カリモク家具株式会社副社長)
第138回月例研究会	デザインとものづくりを通した国産広葉樹の付加価値化
★12月12日	原 忠(高知大学教授)
第139回月例研究会	木材の土木利用の歴史と新技術 〜地中利用を例に〜

木材利用システム研究会 第 127 回研究会					
演題	建築・不動産セクターにおける ESG 投資とサステナブル情報開示			とサステナブル情報開示	
日時	Ť	2023 年 10 月 12 日 場所 Web 開催			
	氏名	堀江 隆一氏			
	所属	CSR デザイン環境投資顧問株式会社 代表取	締役社县	툿	
講演者	略歴	投資の普及促進に向けた勉強会」座長などを困環境不動産 WG 共同座長などを兼務。現在は1	現在はIBECs「ゼロカーボンビル推進会議」委員など ESG 組込みに係る支援業務や、環境不動産・サス		
講演概	E	○ ESG 投資の潮流と不動産・木材利用 ・2006 年、責任投資原則(PRI)の設立。責任投・ESG の要素を組込むことにより、リスク管理を る投資の追求→経済性とESG はトレードオフで・2015 年、GPIF(年金積立金管理運用独立行政・J-REIT における ESG 情報開示の進展。 ・融資側でも ESG への対応が拡がっている。 ・不動産セクターにおける ESG 配慮の国際的対境や健康に関する属性の考慮に関する設問。 ○ 脱炭素・サステナブル情報開示の動向と建・脱炭素に向けた国際的枠組み・パリ協定。 ・2015 年、気候関連財務情報開示タスクフォー →気候変動のリスクと機会の長期的な財務的・気候変動に伴うリスクには、台風や洪水などのかう上での移行リスクがあり、それに対する機会レジリエンスなどの不動産における対策がある・欧州各国等で TCFD 提言に沿った開示の義利開示が推進。 ・運用時のみからライフサイクルでの脱炭素化・注目が高まっている。建築材料等における脱炭の計算を表現では、不動産価値・グリーンビル認証の評価における木材利用のカリスクには、不動産価値・グリーンビル認証の評価における木材利用のカリスクトの見えて、大材利用の良い影響(ポジティブインパクト)といからを他の項目と並んで総合的に評価しては、発注者、投資家が木造木質化建物の不動産が資へと発展している。	一資向ご法 「「「「「「「」」」」と、 「「」」と、 「「」」と、 「「」」と、 「」」と、 「」」と、 「「」」と、 「、 「」」と、 「、 「、 」」と、 「、 」」と、 「、 」」と、 「、 」 「、 」」と、 「、 」、 「、 、 、 「、 」、 「、 、 」、 「、 、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 」、 「、 、 、 「、 」、 「、 、 、 、	は、持続可能で長期的な収益を上げる。 ド PRI へ署名。 る GRESB において、建築資材の環 産 の設立。 つき金融機関等は説明すべき。 リスクと法規制など脱炭素社会に向 がリーンビルディング、 展し、国内でも気候関連情報 れを受け、エンボディド・カーボンへの き。 こつなげることが重要。 通じて可視化。 思われている)影響(ネガティブイン に評価し、ESG 投資がインパクト投	
				(文責:伊神裕司)	

	木材利用システム研究会 第 128 回研究会					
演題	演題 脱炭素社会の実現に向けた木造マンション MOXCION への挑戦					
日時	ŧ	2023年11月9日	場所	Web 開催		
	氏名	依田 明史氏				
	元度	三井ホーム株式会社 施設事業本部賃貸住	宅事業排	推進部賃貸住宅事業推進グループ長		
講演者	所属	兼 事業推進室施設営業推進グループ長				
神典日		慶應義塾大学卒業後、1995 年三井ホーム入	社。2017	年 営業推進部賃貸ソリューショング		
	略歴	ループ長、2019年 営業推進部賃貸用地グ	レープ長	、2021年 施設事業本部		
		事業推進室営業推進グループ長、2023年よ	/現職。			
		O MOCXION[モクシオン]INAGI の概要				
		5階建て(1 階 RC 造、2~5 階木造)				
		延床面積 3,738 ㎡(約 1,131 坪)				
		専有面積 2,842 ㎡(約 860 坪)				
		総住戸 51 戸(うち4戸はモデル住戸で使用])			
		中高層木造の普及には「経済的価値向上」と	「物理的何	価値向上」の両方が必要		
		〇 木造建築の「経済的価値」向上				
		・アパートよりマンションのほうが賃料が高いとされているが、2021 年 12 月木造で初めて				
		「マンション募集」が可能に。				
		・マンションに必要な劣化対策等級3を取得。				
		・減価償却期間 47 年(RC 同等、通常の木造は 22 年)で会計運用を実現。				
		・周辺マンションの 1.4 倍の賃料設定。2LDK~3LDK で 130,000 円~。				
		・入居者の木造マンション満足度は 98%。				
		│ │ 〇 木造建築の「物理的価値」向上				
講演概	要	・木造マンションの規模拡大のため、壁倍率 30 倍超の「MOCX wall」を開発。				
2,710 3,711		・RC 造マンション並の床遮音を実現。				
		・木造は RC 造と比較して柱や梁が少なく有効面積が広い。				
		〇 なぜ「木造マンション」が選ばれるのか				
		・脱炭素に貢献する SDGs を目指す法人と E	SG 投資(か潮流で木造が高く評価される。		
		・ウッドショックを機に国産材利用が加速。				
		・「脱炭素社会の実現に資する等のための建				
		関する法律」の 2021 年 10 月改正で民間建築物も木造化。				
		-「MOCXION」INAGI を見学して木造の魅力を 	体感いた	たけた。		
		│ │ ○ 国産材活用に向けた課題と取組				
		・ツーバイフォーエ法は、伝統的な「軸組工法	上製材で	†法が異なる。		
		・国内にツーバイフォー材を製材している JAS				
		・強度の観点から、横架材に利用できる国産				
		→ ツーバイフォー建築における国産木材		•		
				(文責:伊神裕司)		

木材利用システム研究会 第 129 回研究会						
演題	遠題 中高層木造建築物に対する融資の現状と課題					
日時	-	2023 年 12 月 14 日 場所 Web 開催				
	氏名	藤野戸 孝史氏				
	所属	株式会社三井住友銀行 町田法人営業部次長				
講演者	略歷	2008 年 4 月三井住友銀行入行後、法人戦略 て、2023 年 7 月より現職。入行後リスク管理部 に従事。その後、国内法人営業、本部における し、現在は三井住友銀行及び三井住友フィナン 新規事業開発に取り組む。	門にて、)国内法	市場部門のシステム企画・立案業務 人営業のダブルフロント業務に従事		
講演概	要	大造建築物の融資に対すると表表を関していない中で不も造建築物の融資に対するを検証するのが表えるのが、と、主なのでは、通常に対するとのが、のでは、通常では、できないではないできないできないではないできないではないできないできないではないできないではないできないではないではないできないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	者司 理し 」、 本金 愛ら、市般 うつの 田 がら主評時 念た 「 的の が。市般 件との 内 がれ宰価に 、融 カ に把 整 場的 のが建 と 建てする で	計動規範を踏まえ与信業務の 資基本方針(クレジットポリシー)を制 別の観点から分析して企業実態を把 別の融資の申し込みがあった際、 が案件評価の基本。 された上で、回収リスクの低減及び のある有価証券(株式・債券)、不 でを精緻に算出、検証することが課 でない状況。 費のマーケット価格が確立されてお るのが基本。 の滅失データを分析した結果から る。 のある。 のある。 のある有価である。 のが基本。		
				(文責:伊神裕司)		

木材利用システム研究会 第 130 回研究会					
演題	サステナブル経営と木造建築				
日時	2024年1月25日	場所	東京大学		
請演概要	2024年1月25日 <モデレータ> 東京大学 長坂健司氏 <パネリスト> 窪崎小巻氏(前田建設工業株式会社) 小林道和氏(株式会社) 依田明史氏(三井ホーム株式会社) 藤野戸孝史氏(株式会社三井住友銀行 <主旨> 10月~12月に開催された月例研究会総括として、現在注目されている中で大きえる影響について、建設業者や施主、会社のの考え方・2010年からの十数年は、木造建築に追い木造建築が企業のCSVのために有用・大き建築に対する税制優遇など、キャッカ・ファイナンスの観点からは、木造の中で、環境のための計画としての・木造建築に対する税制優遇など、キャッカ・コストの課題が大きい。これまで鉄骨造木造建築にある。・サプライチェーンを構築し木材の安定供需要を作っていくことが重要。	丁)の模融 大 風木あ ? 年シ やっ建 給 → リオ機 模 が建こ がフ 筋をに 図 一 造関 木 い築が いー ン立す たべまがいに グでる め	ナステナブル経営と木造建築」のが企業のサステナブル経営に与まり場から幅広く議論する。 建築に対する、施主、取引先、 に時代。 の意識が高まっている。 認識されてきている。 影響する取り組みが必要ではない リート造を建ててきたゼネコンが、きるか。 施主(の顧客)のニーズの増加がいには、中大規模木造建築の安定		
			(文責:伊神裕司)		

大名 川原 聡氏	木材利用システム研究会 第 131 回研究会						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	演題	I	林産物JASの概要				
勝漢者 農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基準認証室規格専門官 2000 年 4 月林野庁林庭課採用。2016 年 4 月 関東森林管理局南会津支署長、2018 年 5 月 林野庁木材産業課課長補佐(住宅資材班)、2019 年 10 月 同業務課課長補佐(供給企画班)、2021 年 10 月より現職。	日時	Ŧ	2024年2月8日	場所	Web 開催		
勝漢都 1		氏名	川原 聡氏				
特別		所属	農林水産省新事業・食品産業部食品製造課基	準認証	室規格専門官		
・林産物の JAS は、 素材、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、 直交集成板(CLT)、合板、単板積層材版(LVL)、フローリング、構造用パネル(OSB)、 接着重ね材、接着合わせ材、接着縦継ぎ材、木質ペレット の 13 規格。 ・規格制定の意義は、国内市場に出回る製品の品質や仕様を、一定の範囲・水準に揃える ことにある。 ・日本農林規格調査会への諮問形式は制定、改正、確認、廃止があり、原案作成委員会で 議論する。 〇 林産物 JAS と建築法規 ・非 JAS 製材=無等級材ではない。無等級材として扱うためには、格付と同等の工程が必要。 ・建築物省エネ法、建築基準法の改正により、JAS 材の使用ケースが増える可能性。 〇 林産物 JAS の認証スキーム ・格付けとは、出荷時点での製品の性能が JAS に適合しているかを検査して工場が判定すること。格付した製品には JAS マークを表示することができる。 ・日本にある登録認証機関 (一社)全国木材検査・研究協会 (一社)北海道林産物検査会 ← 素材の格付けをできる唯一の認証機関 (公財)日本合板検査会 ・JAS 認証工場には、自ら検査格付を行う A タイプと、格付のための検査を第三者に 委託する B タイプがある。 FANIC	講演者	略歴	月 林野庁木材産業課課長補佐(住宅資材班)				
大臣ではな登録とは認証事業者だけ、は認証事業者だけ、	講演概	y	○ 林産物 JAS の概要 ・林産物の JAS は、 素材、製材、枠組壁工法構造用製材及び枠組直交集成板(CLT)、合板、単板積層材版(LVL)接着重ね材、接着合わせ材、接着縦継ぎ材、で規格制定の意義は、国内市場に出回る製品のことにある。 ・日本農林規格調査会への諮問形式は制定、認識論する。 ○ 林産物 JAS と建築法規・非 JAS 製材=無等級材ではない。無等級材要。・建築物省エネ法、建築基準法の改正により、Jの・建築物省エネ法、建築基準法の改正により、Jの・基準を表別を表示すると。格付した製品には JAS マークを表示すること。格付した製品には JAS マークを表示すること。格付した製品には JAS マークを表示すると。格付した製品には JAS マークを表示するとの格付の対象には、自ら検査格付を行う A ター表記記正場には、自ら検査格付を行う A ター表記する B タイプがある。 「日本にある登録認証機関	、 大 力 質 質 で な は の よ の は の は の は の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。	・リング、構造用パネル(OSB)、 ・ハットの13規格。 ・・仕様を、一定の範囲・水準に揃える ・認、廃止があり、原案作成委員会で ・・うためには、格付と同等の工程が必 ・・ウ使用ケースが増える可能性。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

木材利用システム研究会 第 132 回研究会						
演題	[木育の成果と STEAM 教育への展望				
日時	Ť	2024年3月7日	場所	Web 開催		
	氏名	田口 浩継氏				
	所属	熊本大学教育学部 副学部長・教授				
講演者	略歴	1983年より10年間、中学校技術教師を務める ロボコン・ものコン審査員、日本産業技術教育 書・監修代表などを歴任。2020年より熊本県教 ての木育など。	学会副	会長、東京書籍 技術・家庭科教科		
講演者		での木育について ・市民や児童の①木材に対する親しみや②木の関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の定義。 ・国産材の利用推進のための取組の中で、これとトに関係する部分を推進するのが木育の役割・木育は、知る:木のことについて学ぶ、触れる使ったものづくりを通して、木に親しみ、木の良さが、大材がもたらす温かさは体性感覚で、安心感げているのは人間の脳であり、木材がもたらず温かさは体性感覚で、安心感げているのは人間の脳であり、木材がもたらず温かさは体性感覚で、安心感げているのは人間の脳であり、木材がもたらず温かさは、生まれた後に獲得したもの(後・木材に対する感覚は、生まれた後に獲得したもの(後・木材に対する感覚の差は、小さい時からの原・児童期に生活体験が豊かな人は、木材に対すは、生活体験の有無が作用。 ○ STEM/STEAM教育 STEM (「Science(科学)」、「Technology(技術)学)」+「Art(芸術)」→STEAM。理数教育に創造性知る(探究)とつくる(創造)のサイクルを生み出ての木育と STEAM教育 ①木材や木製品への意識や関わり方の改善(注文化に触れた豊かな生活、③木材や木製品に、3木材や木製品に、3木材や木製品に、3木材や木製品に、3木材や木製品に、3木材や木製品に、3木材や木製品できる木育活よる実践。・単なるものづくりでなく、知的に創造的な活動に、木の特徴を、ものづくりを通して理解し好きにないる。	オーまさ はも 子天体る 「生す 肖対動 こ良 あっかん 神で と的の高 「医育野 行るの るる」、教分 曹記提 こ	おその利用の意義を学ぶのが木育まり重視されてこなかった、クラシやてみる実験・観察、創る:木をで切さを知る活動。 が状態。外界の刺激をそれらにつないなく、ヒトが感じ、処理したはなく、ヒトが感じ、処理したはにで関係なさそう。やっぱり木はいい有無の違い。親和性があり、木材の需要拡大には、大教育理念。 が、②木材や木製品に親しみ、木のいる、大のは、飲食が、のでは、他れる機会の減少を加えた。とが重要。 は、⑤多様な関係者・多様な視点にといる。豊かな感性、木の文化の醸成		
		につながる。		(文責:伊神裕司)		

	木材利用システム研究会 第 133 回研究会					
信頼される木材を目指して 一						
日時		2024年5月9日	場所	Web 開催		
E	氏名	森田 一行氏				
Ī.	所属	日本特用林産振興会専務理事				
講演者	略歴	1979 年 4 月林野庁入庁。1989 年 4 月神岡営林 対策室長などを経て 2013 年 12 月林野庁退職 ネシア国林業農園省派遣、2011 年 10 月〜201 年 5 月(一社)全国木材組合連合会常務理事、	。その間 3 年 6 月	引、1999 年 4 月~2022 年 4 月インド 月森林総合研究所総括審議役。2014		
		○ 違法伐採問題の背景 ・人工衛星による森林減少・劣化のモニタリング精度向上・可視化。 ・1992 年 リオ・国連環境サミット(UNCED)「森林原則声明」= 持続可能な森林経営。 ・1995 年 FSC 森林認証制度の発足。 ○ 違法伐採問題への対応 違法伐採の国際的定義がない中で、 ・グリーン購入法の活用と林野庁ガイドラインの制定。 ・2016 年、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の制定。 ○ クリーンウッド法の概要 ・合法木材等として、民間の取引も対象。対象物品が拡大。 ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならないとする、事業者の努力義務を制定。 ・木材関連事業者の範囲を拡大。				
講演概要		・木材関連事業者の登録制度を新設。 第一種木材関連事業者(輸入事業者、原木市等)とそれ以外の第二種木材関連事業者で合義。 ・2023 年の改正により、第一種木材関連事業者事業者に追加。 〇 木材関連事業者とデューデリジェンス・多面的な視点からの評価が必要。 ・正解はなく最後の判断は事業者が行う。 ・信頼性向上のためには川上と川下の協力とフロートをはでは、「合法プレジャートをはでは、「合法プレジャートをは、「会議のできます」といいます。「会議のでは、「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」といいます。「会議のできます」」といいまする。「会議のできまする。」といいます。「会議のできまする。」といいます。「会議のできまする。」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできます」」といいます。「会議のできまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。」といいまする。「会議のできまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいれる。」といいまする。」といいれる。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいれる。」といいまする。」といいまする。」といいまする。」といいま	計 654 作 者の責任 ィードバ ミアム」に る正な配	中の登録。 王が重くなり、小売事業者も木材関連 ぶックが重要。 こついて理解が得られるか?		

		木材利用システム研究会 第 133	回研究			
演題	1	事例紹介:植林から木材加工までの一貫生産体制 を基盤としたクリーンウッド法への対応				
日時	ŧ	2024年5月9日	場所	Web 開催		
講演者	氏名	上田 茂氏				
哈 /天"日	所属	株式会社ウッドワン品質管理部品質保証課				
		〇 事業概要				
		・原材料の確保から一次、二次加工を経て販売				
		・国内以外に、ニュージーランド、フィリピン、イン	ドネシ	アに海外拠点。		
		・ニュージーランドで約 40,000ha の森林経営。 				
		│ 〇ニュージーランドの森林経営 │ │ ・1970 年代、東南アジアや米国から丸太材の輸		する動きがない安定的に早鮮の声		
		い原材料を確保するために、ニュージーランド政				
		参加し、1990年6月、ニュージーランド北東で教				
		・2009 年までに Forest Stewardship Council®(柔				
		の全森林、全工場で取得。				
		〇 クリーンウッド法への対応				
		・ニュージーランドのラジアタパインは森林認証だ	から	BARR-PROBLEM (In-Ca)		
		Fsc-CoC にて管理をしており、それ以外の原料	木材に	CERTIFICATE		
		おいて合法性を有するものかどうかの確認を行り	い、クリ	OF REGISTRATION		
		一ンウッド法施行時(2018年5月)までに対象製	見品群に	Northwest Hardwoods, Inc. (913 Branker, Sain Mt. Tauma Wasseyan, Medi. USA		
		すべて合法性の取れるものに。		complies with the requirements of Foreset Stewardship Councille - Chain of Custody Standard and Controlled Wood Standard to the Moving copie of partitions:		
		│・2018 年 7 月に第一種、第二種登録木材関連事	事業者	Tracking of excel based materials Freduct types: YT Recondenced (page), W3 Wyood as chique or particules, W3 Saint wood (assess, trippes), dished or period; W9 Freducts from planning mill; W5 Riyawedi, W9 Englassed excel		
		の認定を取得。	DD 745 //.	Bystems used trainfor, personings, credit. Combinate type: Strojd site. Standards revision 156-450-45-464 ch. f SC-810-46-487 ch. f. fSC-810-36-481 v.)-1. Combinate for (CSFT-64-480) have time. The for (CSFT-64-480) have time. The for (CSFT-64-480) have time. The for (CSFT-64-480) have time.		
		・クリーンウッド法の適用になる社内対象製品を		ting further 1 Certification Expry Seal 1 November 16, 2027		
		するとともに、年に2回品質管理部より対象製品		De destante De destante De destante		
		│ 部門に対して、各仕入れ先に合法性を証明する │ │ 提出依頼をし、それを管理できるフォームを	書類の	Terrence State of		
		作成、管理をすることで社内運用を開始。		♠ SAIGLOBAL		
		・ホームページにおいてクリーンウッド法対象製	品を室	合法性証明書類		
		内。	шсж			
		〇 今後の展開				
		・サステナビリティ調達方針において、「再生可能	能な木質	賃資源においては、持続可能な森林		
		経営が行われている森林からの調達により合法	性、持	続可能性が証明される木材の調達		
		に努める」ことを宣言。				
		・クリーンウッド法の対象製品以外を含めすべて		[材料製品においても、合法性の証		
		明できるもの、再生可能な材料へと切り替えてい	١ < ٥			
				(文責:伊神裕司)		
				(人具:伊仲怡可)		

	木材利用システム研究会 第 134 回研究会					
演題	演題 EUDR の概要と体制構築、対 EU 輸出国の対応					
日時	ŧ	2024 年 6 月 13 日 場所 Web 開催				
	氏名	鮫島 弘光氏				
	所属	(公財)地球環境戦略研究機関:IGES				
講演者	略歴	京都大学大学院理学研究科博士課程修了。京研究科、東南アジア研究所などを経て 2015 年 資源利用、REDD+、持続可能な森林管理、責任	より IG	ES 勤務。 研究領域は生態学、自然		
講演者		度源利用、REDD+、持続可能な森林管理、真性 O EUDR(EU 森林破壊規則)に至る歴史的背景・2000 年代以降、木材輸入国が違法伐採由来達法伐採由来でないことの確認(デューの高まり・EU 木材規則(EUTR)の対象を拡大させるとのでは、2025 年 6 分の EUTR(木材規則)と EUDR(森林破壊規則)・対象産品が HSコード 21 品目から 77 品目に以外も対象。・EU 域外への輸出も対象。・EU 域外への輸出も対象。・産品の生産された地理的位置情報を含むデニーが第三者認証(FSC,PEFC,RSPO等)製品である。・時期の質易金額は日本→EU よりも EUー・地理的位置情報の伝達は、EU 域内の流流・対にも関わらず、製品の EU からの輸出の際は必支障をきたす可能性。 O EUDR の問題・生産国の商業プランテーション由来の原材料・独立以来多くの発展途上国は二重経済の解が配力強化につながるとの批判も。・小規模生産者の排除がはじまっている。・EUDR 的手法は、個々の企業のサプライチェー貢献するであろうが、結果として生産国の森林がのといれ規模と対応である。・EUDR をめぐる動きと対応・森林リスク産物を扱うグローバル企業は EUDとなっている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしていることが予想され、十分な確認を行っておくことの表表に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしていることが予想され、十分な確認を行っておくことの表表に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしている。・日本の木材産業に関しては、EU への輸出でしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	『のようと目 の増 よう → 四須 輸肖 一減 R よれス しの 比加 デて 本事の 出に ン少 対 な材を 、日 較し、 りも へ業た オカ 通押 を に	こ対する規制を導入。輸入事業者に で求める。 EU 域内の大企業には 2024 年 12 から施行。 コーヒー、天然ゴムなど木材 ジェンス声明の提供義務。 デューデリジェンスを行う義務。 の方が大きい(特に木材製品)。 達者(トレーダー)には義務ではない め、EU からの木材調達に 可利な規則。 コしてきたが、EUDR は再び欧州の支 じた森林減少を低減させることには 割に効果があるかは不明。 を進めており大きなビジネスチャンス にはからの輸入にトラブルが発生 ましい。		
				(文責:伊神裕司)		

木材利用システム研究会 第 135 回研究会						
演題	[木造建築と災害				
日時	ŧ	2024 年 7 月 9 日 場所 Web 開催				
	氏名	槌本 敬大氏				
	所属	国立研究開発法人 建築研究所 材料研究グル	ノープ長			
講演者	略歴	千葉県出身。東京大学卒業後、1994 年 東京 所、2004 年 国土交通省国土技術政策総合研 年ブリティッシュコロンビア大学客員研究員。専 建築の耐久性評価。	究所、2	013 年建築研究所。2013 年~2014		
		○ 熊本地震の評価 ・M7.2、最大震度 7。阪神淡路大震災以降で地流・犠牲者数/全半壊棟数の値が小さい。 ・新耐震の建物では、旧耐震の建物と比較して ○ 能登半島地震の評価(暫定) ・M7.6、最大震度 7。倒壊 7,716 棟。 ・輪島市河井町: 古い家屋で無被害なものはほも多数の家屋に。崩壊・傾斜した鉄骨造も。 ・輪島市鳳至町: 古い家屋が多く、倒壊数が圧低・輪島市門前町: 2007 年の地震以降に建てられ無被害か被害軽微。 ○ 木造建築の津波被害(2011 年東北地方太平・津波の浸水深が 2m を超えると急激に建物の・すべての低層木造建築物が津波で流されたれ・中層以上の残存建築物の、津波の入射方向といするくの建物が流失を免れている。・2m の浸水深に耐える 2 階建て、及び 3m の浸は、壁量を増やし、基礎の仕様を工夫すれば可 ○ 強風による建築物等被害(令和元年台風 15・最大風速 40m/s 超。 ・被害のあった屋根の 8 割が瓦屋根、被害は横発生。 ・ガイドライン工法の屋根は被害が少ない → ○ 木造家屋と水害・気候変動の影響で、全国各地で水災害が激起・水造住宅に対する具体的な安全確認のためしてその妥当性の検証。	全と 別た 『洋波けた 水能 号 部 告 化 東	が低い。 なく、安全限界変形を超える残留変形がい。 られる比較的新しい家屋は、 に震)と対応 大きくなる。ない。 向では、構造方法や構造仕様を問 耐える3階建ての木造住宅の設計 応 の頂部)及び平部(端部以外)で多く へ。 発化。 こ方法の提案+実際の被害例と比較		
				(文責:伊神裕司)		

―― 木材利用システム研究会について ―――

木材利用システム研究会は、木材産業のイノベーションによる木材需要拡大を目的として、木材産業界とアカデミアの相互理解と協調の場を築き、木材の加工・流通・利用分野の『マーケティング』『環境・経済評価』『政策』などを対象とした研究、調査、教育、啓発活動を行っています。月例研究会(毎月)、WBC(Wood Based Communication、4月頃)、研究発表会(9月)などを開催しています。詳細は、ホームページ(http://www.woodforum.ip/)をご覧下さい。

木材利用システム研究会へのご質問・ご連絡などがございましたら、お名前、ご所属を明記の上で、研究会事務局宛に e-メール (info@woodforum.jp) でお寄せください。

本誌の著作権は、木材利用システム研究会に帰属します。著作権法上で認められた場合を除き、本誌のコピーを禁じます。

著者が、著者の内容の一部または全部を転載する場合には、事前に研究会事務局に申請し、その許諾を得るものとします。また、この時、著者は本誌名ならびに巻を明示しなければなりません。

第三者が、著作権法上で認められた範囲を超えて複写等を希望する場合は、当研究会事務局までご相談ください。また、当研究会は、企業会員、団体会員に対する複写利用の特例を定めた著作権規程を設けております。

木材利用システム研究 第10巻

Journal of Wood Utilization System Vol. 10

発行日 2024年9月

編 者 木材利用システム研究編集委員会

伊神裕司(委員長) 安藤範親 多田忠義 東原貴志 亘理篤

発行者 井上雅文

発行所 木材利用システム研究会

〒113-8657 東京都文京区弥生 1-1-1, 7 号館 B 棟 439

東京大学弥生キャンパス 環境材料設計学研究室内

HP: www.woodforum.jp Mail: info@woodforum.jp

© 2024 Society of Wood Utilization System



木材利用システム研究会

Environment Marketing Policy